令和６年第４回定例会

当 別 町 議 会 会 議 録

令和６年12月３日　開会
令和６年12月10日　閉会

当　別　町　議　会

令和６年第４回当別町議会定例会　第１日

令和６年１２月３日（火曜日）　午後　１時００分開会

議　事　日　程　（第１号）

開会・開議

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸般の報告

第　４　議会運営委員会報告

（道内所管事務調査の実施について）

散　　会

午後　１時００分開議

出席議員（１５名）

１番	角田広佑君	２番	海野　学君
３番	芳形幸夫君	４番	櫻井紀栄君
５番	佐々木常子君	６番	佐藤　立君
７番	西村良伸君	８番	五十嵐信子君
９番	山﨑公司君	１０番	秋場信一君
１１番	山田　明君	１２番	古谷陽一君
１３番	島田裕司君	１４番	稲村勝俊君
１５番	髙谷　茂君		

欠席議員（０名）

欠　　員（なし）

説明のための出席者

町長	後藤正洋君
副町長	岡部一宏君
総務部長	長谷川　明君
総務課長	佐藤剛一君
財政課長	石原信登志君
企画部長	乗木　裕君
企画部参与	長谷川道廣君
住民環境部長	種田　統君
福祉部長	森　淳一君
福祉部参与	江口　昇君
経済部長	三上　晶君
経済部参与	吉野裕宜君
建設水道部長	高松悟志君
建設水道部参与	岩城正志君
教育長	三澤吏佐子君
教育部長	山田雅俊君
農業委員会事務局長	山崎　一君
代表監査委員	岸本　護君

事務局職員出席者

事務局長		熊谷康弘君
次長		玉木聡美君
係長		中鉢将太君
主任		角谷光彦君

◎開会・開議の宣告　　（午後　１時００分）

○議長（髙谷　茂君）　ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、令和６年第４回当別町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（髙谷　茂君）　議事日程ですが、さきにお配りをしております日程表により議事に入ります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（髙谷　茂君）　日程第１、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

５番　佐々木　常　子　君

１２番　古　谷　陽　一　君

を指名します。

◇

◎会期の決定

○議長（髙谷　茂君）　日程第２、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、令和６年12月３日から12月10日までの８日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、12月３日から12月10日までの10日間とすることに決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○議長（髙谷　茂君）　日程第３、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をします。９月７日に姉妹都市である宮城県大崎市を表敬訪問いたしました。10月23日に東京で開催されました防衛省全国情報施設協議会要望会に出席しました。11月の13日に東京都で開催されました第68回町村議会議長全国大会に出席しました。なお、これらの復命書は議会事務局に保管しております。

◇

◎議会運営委員会報告

○議長（髙谷　茂君）　日程第４、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長から、令和６年度道内所管事務調査について報告の申出がありましたので、これを許します。

山田委員長。

○議会運営委員会委員長（山田　明君）　それでは、報告書を申し上げます。

議会運営委員会報告書。

議会運営委員会は、令和６年度道内所管事務調査を実施し帰庁したので、下記のとおり報告する。

なお、復命書、関係資料等については、議会事務局に保管している。

記、１、日程、令和６年10月１日から令和６年10月２日、１泊２日。

２、研修地、十勝郡浦幌町、中川郡幕別町。

３、研修項目、十勝郡浦幌町及び中川郡幕別町を訪問し、議会改革について意見交換を交え、研修を行った。

浦幌町議会では、平成22年に町民から提出された「議会議員の定数減ならびに議員報酬の改正を求める陳情書」が契機となり、町民の中にこのような声があることを踏まえ、議会活動全般についていま一度、全議員で議論する必要性があるとして、定数等調査特別委員会を設置した。

設置後は、開かれた議会、町民参加を推進する議会を目指し、議員協議会、議会報告会、議会活性化の視察を実施し、平成24年には浦幌町議会基本条例を可決した。

その後、平成26年には議員定数を13人から11人へと削減したが、平成27年の統一地方選挙では当時全国で４町村しかない定員割れの町となった。

このことから、第２次となる議会の活性化を実施し、これまで行ってきた議会の活性化に加え、議員の「成り手不足」の対策についても検討することとし、さらに「町民アンケートの実施」「まちなかカフェＤＥ議会」「議会モニター制度」などを活用した町民の意見聴取により、議会改革の成果や今後の議会のあるべき姿について分析した。

その結果、個々の議員、議会全体、議会事務局の三位一体の活性化主体を「チーム議会」と名づけ、改革を行い、最終的には「地方議会議員のなり手不足を解消するための環境整備を求める意見書」として取りまとめ、政府・国会に提出している。

平成31年の選挙では、定数11人に対し14人の立候補があり、当時道内で一番若い立候補者が出馬するなど４名の若者・子育て世代の新人議員が誕生した。

また、令和５年の選挙においても女性３名の当選や平均年齢の若返りが図られている。

幕別町議会では、町村議会の議会改革の対応を捉え、平成22年から議会運営の在り方について協議を進めており、議会運営の基本的事項を定めた議会基本条例の制定や、議会報告会の定期的な開催、また、各常任委員会では、団体の現場の声を聞く意見交換の実施や、所管する事項から「重要テーマ」を設定し、町への政策提言を行っている。

そのほかにも、シティズンシップ教育を進めるべく高校生出前講座の実施や開かれた議会を目指した「議場ＤＥコンサート」の開催、議員の資質向上を目指した講演会や研修の開催、議会のＩＣＴ化に向けた検討会を設置するなどの様々な取組を行っている。

本研修では、両町において今後の議会及び議員の在り方、また、議員の成り手不足の問題解消への取組についてグループ討議を含めて意見交換を行った。

４、出席者、議会運営委員会委員７名、議長、副議長、副町長、３名、随行職員２名、計12名。

以上、本委員会の報告とする。

令和６年12月３日、当別町議会議長、髙谷茂様。

議会運営委員会委員長、山田明。

以上です。

○議長（髙谷　茂君）　これで議会運営委員会報告を終わります。

◇

◎休会の議決

○議長（髙谷　茂君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

議案審査のため、明日から５日までの２日間を休会とすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、そのように決定しました。

◇

◎散会の宣告

○議長（髙谷　茂君）　本日はこれにて散会します。

12月６日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

（午後　１時０９分）

地方自治法第１２３条の規定により署名する。

令和７年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員

令和６年第４回当別町議会定例会　第２日

令和６年１２月６日（金曜日）　午前１０時００分開議

議　事　日　程　（第２号）

開　　議

議事日程の報告

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　一般質問

午前１０時００分開議

出席議員（１５名）

１番	角田広佑君	２番	海野　学君
３番	芳形幸夫君	４番	櫻井紀栄君
５番	佐々木常子君	６番	佐藤　立君
７番	西村良伸君	８番	五十嵐信子君
９番	山﨑公司君	１０番	秋場信一君
１１番	山田　明君	１２番	古谷陽一君
１３番	島田裕司君	１４番	稲村勝俊君
１５番	髙谷　茂君		

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

説明のための出席者

町長	後藤正洋君
副町長	岡部一宏君
総務部長	長谷川　明君
総務課長	佐藤剛一君
財政課長	石原信登志君
企画部長	乗木　裕君
企画部参与	長谷川道廣君
住民環境部長	種田　統君
福祉部長	森　淳一君
福祉部参与	江口　昇君
経済部長	三上　晶君
経済部参与	吉野裕宜君
建設水道部長	高松悟志君
建設水道部参与	岩城正志君
教育長	三澤吏佐子君
教育部長	山田雅俊君
農業委員会事務局長	山崎　一君
代表監査委員	岸本　護君

事務局職員出席者

事務局長	熊谷康弘	君
次長	玉木聡美	君
係長	中鉢将太	君
主任	角谷光彦	君

◎開議の宣告　（午前１０時００分）

○議長（髙谷　茂君）　おはようございます。ただいまの出席議員14名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（髙谷　茂君）　議事日程ですが、さきにお配りをいたしております日程表により議事に入ります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（髙谷　茂君）　日程第１、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

５番　佐々木　常　子　君
１２番　古　谷　陽　一　君

を指名します。

◇

◎一般質問

○議長（髙谷　茂君）　日程第２、一般質問を行います。

質問順序は、お手元にお配りをしております一般質問通告一覧により順次行います。

通告１番、芳形君の質問であります。

芳形君。

○３番（芳形幸夫君）　議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

日本共産党の芳形です。よろしくお願いいたします。初めに、質問は大項目が２つ、その中で小項目が５つの質問となります。最初に、農業従事者についての質問です。当別町の農業が厳しさを増す中で、当別町農業の維持と発展のために町は農業者の方々へ何ができるのか厳粛に考える必要があるのではという私の思いです。そのような中で、より厳しさを増す農業情勢に柔軟に対応するため、当別町農業10年ビジョンが改定となりました。この10年ビジョンは、当別町の基幹産業である農業の未来像を示すものとして、私は大切なものとして捉えています。10年ビジョンは、10年後には農家戸数が３割減少すると予測され、労働力不足が深刻と書かれています。また、全国の農業従事者の平均年齢は67歳と

聞いています。私たちにおいしいものや命をつなぐ食料をつくり出してくれている農業者の方々が私のように高齢になってくる。自然と対峙しての仕事ですので、日々の取組が大変です。それでも、おいしい野菜、お米などを私たちに届けてくれているのです。大変ありがたいことと思います。今求められるのは、安定した地元の食料品確保、気候変動と国際紛争での食料危機の備えにも地産地消での食料の供給、需要を大切なことと捉えています。そんな中、当別町では地域の話合いに基づき、地域農業の将来の在り方を示した人・農地プランが地域計画として法定化され、これを受けて当別町地域計画協議会が開催されていたと聞いています。

質問になります。１つ目ですが、11月７日から11月28日までの期間で当別町地域計画協議会が開催されていますが、進捗状況がどうであったのかお聞かせ願います。

２つ目の質問ですが、地域計画協議会で伺えた農業者の実態をどのように捉えているのかお聞かせください。

３つ目の質問となります。同じく地域計画協議会で出された農業者の意見を基に、農業者の声を道や国に要望することが大切と私は思います。道や国に対しての要望について町の見解をお聞かせください。

４つ目の質問です。親元就農や後継者に対する支援が必要と考えますが、町はどのようにお考えか見解をお聞かせください。

次に、補聴器の購入助成についてです。加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を下げる大きな原因になるばかりか、最近では鬱病や認知症の最大の危険因子になることも指摘されています。補聴器は欲しいが、高額では買うことができないという声が寄せられています。その価格ですが、１万円ほどから高いものは50万円を超えるものまで、また100万円という声も聞いています。この価格のことからにして、買いたくても大変だなという現実が分かっていただけるのではと思います。特に低所得者に対する配慮が求められています。欧米では、補聴器購入に対して公的補助制度があると聞いています。また、補聴器購入助成については、本年度240を超える自治体で実施しています。高齢者にとって大きな負担となることから、町独自に補聴器の購入助成をするべきではと思いますが、その必要性について町の見解をお聞かせください。

以上、私の１回目の質問です。よろしくお願いします。

○議長（髙谷　茂君）　芳形君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君）　芳形議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、当別町地域計画協議会の開催状況についてのご質問でありますけれども、当別町地域計画の策定に当たって、当別町地域計画協議会は昨年の10月から現在まで全３回開催をいたしております。また、ご質問の各地区の農業者との協議の場については、町内を全13地区に分けまして、今年の２月から３月に１回目を、先月11月に２回目を開催しております。

次に、農業者の実態についてのご質問でありますけれども、各地区の協議の場におきましては、10年後の地域の農地は誰が利用し、農地をどうまとめていくか、地域の農業をどのように維持、発展させていくかを話し合っております。当別町の農業者共通の課題といたしましては、近年の農業機械や資材価格、燃料費の高騰による経営の圧迫が課題となっており、また地域ごとに差はありますけれども、今後の担い手確保ですとか農地維持が地域の課題として上がっております。

次に、道や国へ要望が必要とのご質問でありますけれども、地域計画を策定した地区や地域計画に位置づけられた農業者は、施設や機械の導入に対する補助金や融資の金利負担軽減措置など様々な国の支援措置を受けることができますので、まずは国から示されている支援策を活用していただくことが重要と考えております。

次に、親元就農や後継者に対する支援についてのご質問でありますけれども、芳形議員のご質問のとおり、各地区の協議の場においても親元就農や後継者に対する支援が必要とのご意見がありました。私といたしましては、農業10年ビジョンに掲げるもうかる農業を目指し、農業に魅力を感じながら営農する意欲的な農業者の姿、これこそが新たな担い手参入に必要と捉えております。この実現に向け、町といたしましては、先ほど答弁した国の支援策の活用はもとより、省力化技術の導入を図るスマート農業ですとか、あるいは付加価値を創出する６次産業化に対する支援など、様々な形で意欲的な農業者の方々を支援してまいりたいと考えております。

次に、補聴器購入は高齢者に大きな負担となることから、町独自に助成をすべきとのご質問でありますけれども、現在町独自の補聴器購入に関する助成につきましては、聴覚障がいに係る身体障害者手帳の交付対象にならない18歳未満の軽度、中等度難聴児を対象としており、令和４年第４回定例会、佐々木議員の一般質問において、現時点では補助拡大の必要はないものと考えていると答弁をいたしました。加齢性難聴者の皆さんへの補聴器助成につきましては、国が行うべきと考えますが、全国的にも自治体独自の助成を実施している市町村が増加していることは承知をしており、一方で国による公的補助制度の創設を求める動きも広がっていることなどから、引き続き国や自治体の取組状況を注視してまいりたいと思います。

以上、芳形議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（髙谷　茂君）　芳形君。

○３番（芳形幸夫君）　ただいま答弁をいただきました。ありがとうございます。

１つ目の質問に対してなのですが、昨年から協議会を開催されているということで、部局においてもその協議会の開催に当たって気配りが大変だったのではないかと思いますので、今改めてその旨に感謝させていただきます。その中で私としては、この会議が有意義な会議となり、それができれば町政の中でも反映されるという観点から質問させていただきました。

次にですが、２つ目の質問で地域計画協議会で伺えた農業者の実態ということで、町長

のほうの答弁からは、資材関係、物価高騰による農業者の実態、また後継者不足、農業者の方の後継についての実態ということのお話がありました。私たちが求めているのは、農業者の声を聞く機会というのが農業者というのは仕事的にも自然を相手にしていますので、営農している時期というのはなかなか時間が取れないと思います。その上で、もしお話の場とか、そういうのがあるということであれば農閑期ということになってくると思うのです。その中で、やはり農業者の方とのコミュニケーション、これが一番大事だという私たちの思いなのです。それにより農業者さんの実態がもっと、当別町の農業の実態も分かると思います。ですから、こういう機会をまずは増やしていただきたいというのが私の考えです。その辺はちょっと心のほうに留め置きいたしてほしいと思います。

その中で、３つ目の質問の中で地域計画協議会で出された農業者の意見を基に農業者の声を道や国に要望することが大切ということで上げさせていただきました。今その取組を行っていることですし、私はこのことが一番大変だと思うのです。その中で、間違えましたらごめんなさい、私としてはこの声を上げる、要望を出すということのトーンが幾分低いような気がしました。改めて、失礼ですが、その辺をもう一度教えていただけますか。よろしくお願いします。

○議長（髙谷　茂君）　町長。

○町長（後藤正洋君）　芳形議員の再質問にお答えをいたします。

国や道への要望を農業者の皆さんの意見を聞いた上で上げてほしいということで、そのトーンがちょっと低いのではないかというご質問だったかというふうに思いますけれども、いろいろな場面で農家の皆さんの要望を聞くことについては、この協議会で直接お聞きをさせていただいたりですとか、あるいは組織を通じて、例えば農協ですとか、あるいはいろいろな農業者の皆さんの組織がありますけれども、そういった組織を通じて町のほうにいろいろ意見を上げていただくということで意見聴取はさせていただいているつもりでもございます。そういった意見を国や道に上げていくわけでありますけれども、特に北海道の場合におきましては町村会もありますので、そういった町村会を通じて国や道にいろいろと要望を上げていくという、そういった機会を通じて積極的に意見を上げていくということで取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（髙谷　茂君）　芳形君。

○３番（芳形幸夫君）　ご答弁ありがとうございます。先ほど関係諸団体と共にその声を反映させていただけるという踏み込んだ内容と私は受け止めています。ぜひこの辺を積極的に関係諸団体等を通して農業者の意見を道や国に要望していただきたいと思います。

３つ目の再質問については以上です。

４つ目の質問に関してですが、私たちの考えの中で大切なことなのですが、当別町地域計画協議会の中で農業者の方々が語られた意見がとても重要というのが私の思いです。その意見に基づいた支援というのが一番いいのですが、ただそれは一概に即実践できるもの

でないというのは私どもも重々承知しています。支援というと、一般的には財政的な資金面での支援というのもありますが、やはりここはトータル的に見た財政、例えば物資であるとか、それと農業者の声を聞く場でのそういう場の回数の増設であるとか、とにかく私どもからすると農業者の声がこれからの当別町の農業の維持、発展にという点では一番必要なことではないかというのが私の思いです。その観点からの町長の意見というのがあれば聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（髙谷　茂君）　町長。

○町長（後藤正洋君）　芳形議員の再質問にお答えをいたしますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたが、今農業10年ビジョンを改定させていただきまして、もうかる農業を目指しているというお話をさせていただきました。そういった中で、今芳形議員のほうからご発議ありましたように、いろいろな農業者の皆さんの要望ですとか窮状を訴えていただいているということは承知をさせていただいております。議員も認識していただいていますように、その全てを満たすということはなかなか難しいことではあるのですけれども、それに寄り添うということはさせていただきたいというふうには思っております。ただ、できることとできないこととやっぱりありますので、そこはご理解をいただくという形を取りたいと思います。特に支援につきましては、先ほど財政面ですとか物資の部分ということもお話しされましたけれども、意欲的な農業に取り組んでおられる方、そういった人たちを特に支援をするという形を取らせていただいておりますので、そういった意味では省力化の技術ですとか、あるいは付加価値をつけるというお話を最初の答弁でいたしましたけれども、そういった積極的な取組をされる皆さんを支援をし、全体をリードしていっていただくという形をつくっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（髙谷　茂君）　芳形君。

○３番（芳形幸夫君）　ありがとうございます。答弁をいただきました。

ただ、申し訳ありませんが、私個人的には意欲的な農業をやるという方も確かに必要なのですが、今やはり実際に当別町においても農業従事者の方というのは高齢になられている方が多いと思います。平均年齢も私は若干全国よりも高いと聞いています。その中で、やはりその辺の難しさというのはあるのではないかと思います。ですから、今の見解にもありましたように意欲的なというところは私も理解はできますが、ところが全体的にということを考えると当別町の農業維持、発展には全体を視野に入れるというのでしょうか、その上でのところの考えを持っていただいた取組が必要ではないかというのが私たちの思いです。

農業関係については以上になります。ありがとうございました。

次に、補聴器の購入助成についてお伺いいたします。先ほどの町長のほうからの答弁から伺いますと、どちらかというと私たちの求めているのは町独自に補聴器の購入助成をすべきというその思いが強いものですから、伺った見解からするとやや、国に求めるという

ことですので、その辺がいかがなものかなというところがあります。その中で、今年４月から旭川市ではモデル事業として上限５万円、対象50人ということで始めています。また、北広島市では、対象年齢を65歳以上として上限５万円、既に購入済みの方も新しくするということを含むということを取り入れる制度を入れて行っています。先ほども言いましたが、生活上大変、住み慣れた町に住み続けたいという思いからすると、対象者全員にということはいかなくても、当別町独自の制度をつくっていただいても結構ですし、モデル事業としていただいても結構です。やはり今これは緊急的に必要ではないのかという思いですし、例えば旭川の事業にしても５万円で対象50人ということであれば、総額的な意味合いも含めて事業的には成り立つものではないのかなという気がします。その観点から町の見解をお聞かせください。お願いします。

○議長（髙谷　茂君）　町長。

○町長（後藤正洋君）　芳形議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど国や自治体の取組状況を注視してという答弁をさせていただきまして、今ほど芳形議員の再質問のほうでも管内の取組についてもお話がありました。あるいは、旭川の例もいただきましたけれども、北広さんですとか恵庭市さんですとかもこれから行うということも状況としては知っておりますけれども、なかなかこのことについて、先ほどの農業の問題もそうでありますけれども、農業全体を見るということも必要ですけれども、農業をも含めた経済ですとか産業全体ですとか、そういった観点からそのことを判断していくということも必要かというふうに思っておりますので、今回のこの点についても全体的な公共事業の在り方ということに鑑みて判断をしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、冒頭といいますか、最初に答弁をさせていただきましたように、現在の町の取組といたしましては国や自治体の取組を注視する中で、国にもいろいろと要望もしていきたいというふうには思っておりますけれども、そういった状況を注視していくということで取り組んでまいりたいと思っているということで、よろしくお願いいたします。

○議長（髙谷　茂君）　芳形君。

○３番（芳形幸夫君）　ご答弁をありがとうございます。ご答弁の内容からして、なかなか即時実施というのは難しいなということは分かります。先ほどの農業問題もそうですが、この補聴器購入の助成についても、まずやらなければならない町の施策、そういうことも重々私どもも分かっております。その中で低所得者、この物価高で低所得者の方々が生活が日常が大変です。そういう思いからも補聴器の購入助成にということでの質問をさせていただきました。前向きに向かっていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（髙谷　茂君）　以上で芳形君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告２番、佐藤君の質問であります。

佐藤君。

○６番（佐藤　立君）　それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めます。

今日は、小学校１、２年生の学級編制における独自基準の取りやめについて質問をいたします。この件につきましては、11月27日の教育委員会定例会と総合教育会議で取りやめが決定をされ、先日の総務文教常任委員会でもご報告をいただいたところです。ただ、私自身まだ十分に理解をし切れていない点もございますので、誤解を招かないためにも改めて一般質問で取り上げさせていただきます。先日の総務文教常任委員会でのご報告と重なる部分もあるかと思いますが、質問の構成上重ねてお聞きをいたしますので、ご容赦ください。

それから、通告書で６月と同じで編制の制という字を私また間違えておりまして、学級編制の制という字、「成る」という字ではなくて制限の「制」という字ですので、この場で訂正をしておわびさせていただきます。

それでは、質問は７点となります。初めに、教育委員会で検討されてきた項目、各検討項目についての評価、独自基準を取りやめるという結論に至った根拠について改めてご説明ください。

２点目、６月定例会の一般質問において、独自基準を変更する場合には十分な説明が必要であるとの指摘をさせていただきましたが、今回の決定に至った相当程度積極的な理由をご説明をお願いいたします。

３点目、総合教育会議において補助教員を柔軟に配置できる現在の状況は、先生方からの評価も高く、当別の恵まれたスタッフ配置には先生方も感謝をされているとの教育長のご発言もございました。先生方や現場のご意見を踏まえて、これまで十分にご協議をされてきたことの表れと思います。他方、保護者や児童に対しては、今回の協議に関して意見聴取は行われたのでしょうか。行われた場合はその結果についてもご説明ください。

４点目、西当別小学校は、とうべつ学園と比べて教室が狭い状況にありますが、この状況に対してどのような対策を講じる予定か、具体的なスケジュールとともにお示しください。

５点目、西当別地区の義務教育学校化については、2023年３月定例会一般質問でも取り上げさせていただきました。その際、建物自体に緊急性がないということもあり、西当別地区の学校に関する在り方を町長部局と検討していきたいとのご答弁でありました。今回の一連の検討を踏まえまして、改めて西当別地区の義務教育学校化について教育委員会の認識をお伺いいたします。

６点目、西当別小学校１、２年生を中心とした保護者の方から学級編制についての署名が提出をされていると伺っています。今後保護者の方への説明はどのようになさる予定でしょうか。

７点目、最後の質問となりますが、とうべつ学園では開校以来、北海道基準でも２クラス編制となっておりますので、基本的に問題はないと考えておりますが、念のための質問

となります。平成30年の基本構想では、校舎が完成する平成34年度の児童生徒数予想に文部科学省の基準を当てはめると通常級で14学級となる。しかし、前述の教育理念にあるとおり、少人数、習熟度別による丁寧な指導を充実させるため当別町独自の基準を設定し、18学級として学級編制を行うとの説明がされております。とうべつ学園建築時の国庫補助等との関係で、今回の独自基準の取りやめは何らかの影響を与えることはないでしょうか。

以上、１回目の質問を終わります。

○議長（髙谷　茂君）　佐藤君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　それでは、佐藤議員の一般質問にお答えをします。

初めに、教育委員会の検討した結論とその根拠、決定に至った理由についてでありますが、教育委員会の検討結果に関しましては、先日の総務文教常任委員会報告の繰り返しになりますが、教育委員会定例会において５回の協議と視察を行い、結論を出した上で、総合教育会議において町長にも理解をいただいております。検討項目としては、独自基準に至った経緯や指導方法、ほかとの比較などを再確認した上で、基本構想で目指していた本質が達成できているか、現在の指導方法は先生方にとっても子どもたちにとっても適切であるか、改善点はないのかなどといった観点から議論をいたしました。その中で、基本構想策定当初は学級編制の基準に達することがなく、独自基準を適用することがなかったことや、その後学習指導要領が改訂され、主体的、対話的で深い学びと協働的な学びを進める上で少人数化が必ずしもプラスに働かない場合もあることから、現在の当別型複数指導体制が今の学習指導要領に沿った最も効果的な学習スタイルと考えました。現に令和元年以降学力向上が成果となって現れていることから、現在の当別町の教育に合った形であり、次期教育基本計画においても多様な児童生徒に寄り添った行き届いた指導ができ、学校の状況によって職員配置を変更することが可能な現在の当別型複数指導体制を継続、充実させることで結論づけました。

次に、保護者や児童からの意見聴取についてですが、学校では学校アンケートを実施しており、これまでも保護者の大部分は子どもに対して丁寧に向き合って指導してくれる担任への感謝の気持ちを表すものですが、今年度はその中に教室の狭さを指摘する意見も四、五件あったと報告を受けております。また、教育委員会が開催しているタウンミーティングにおいては、児童生徒から学校のトイレの洋式化やエアコンの設置を求める声がありましたが、教室が狭いといった声はありませんでした。

次に、教室の狭さについてですが、今回の再協議の中で教室の狭さに関しては、西当別小学校も中学校も同様の課題であると町長部局も含め再認識をしており、今回の補正予算では西当別中学校の現２年生のクラスの人数が多いことに加え、来年度受験を控えていることや体格等も考慮する中で中学校の教室の改修を優先いたしました。また、西当別小学校においても次年度以降児童数の状況を見極めながら対応していきたいと考えておりますが、学習環境の改善という意味では、例えばトイレの改修や教室の暖房パネルの改修など

も必要性の高い事業と認識しておりますので、それらを踏まえながら町長部局に予算要求をしてまいりたいと考えております。

次に、西当別地区の義務教育学校化についてですが、当時の一般質問で答弁した内容と認識は変わっておりませんので、繰り返しになりますが、当別町公共施設等総合管理計画や今後の当別町公共施設の在り方、校舎の修繕計画を踏まえて検討しなければなりませんし、当別町の一貫教育における一体型と分離型のよさをしっかり見極めながら、西当別地区の学校に関する在り方を町長部局と検討しなければならないと考えております。

次に、保護者から提出された書面についてですが、本年７月に西当別親の会から当別町独自基準の実施を求める要望書の提出がありました。団体の代表者からは、今回の要望に至った経緯として、しっかりとしたクラス運営がされており、子どもたちにも丁寧な指導をしていただいているが、教室が狭く、通路を確保するのもぎりぎりの状態であることから、独自基準の実施を要望するということでした。このような経緯をお聞きした上で、代表者には12月定例会後に回答をさせていただくことで了承をいただいております。

次に、国庫補助への影響についてですが、当時の補助申請などの書類を確認したところ、影響がないものと考えております。

以上、佐藤議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（髙谷　茂君）　佐藤君。

○６番（佐藤　立君）　それでは、何点か項目ごとに確認をさせていただきたいと思います。

まず初めに、１点目の部分になります。これまでの検討項目について、ここは今概要のご説明をいただきまして、具体的なところというのは先日の総務の委員会の中で資料も含めていただいておりますので、それも今見ながら答弁をお聞きをしておりました。その中で独自基準に至った経緯ですとか、また先進地ということで清水町との比較、また少人数学級ですとか少人数指導というそもそもの在り方の比較等をしながら検討をされてきたというところでございます。その中で念のため幾つか確認をさせていただきたいところがございますが、まず少人数学級と少人数学習、総務のときのご説明では独自基準における少人数学級と北海道基準に基づく現在の当別型複数指導体制、この複数体制というのが少人数指導に当てはまるものというふうに受け止めておりますけれども、ここを比較をしてのご説明をいただいていたところだと思います。その中で、今回総務のご説明を基に考えていきますと、独自基準における少人数学級というのは、例えば１学年が34人であったとすれば１クラス当たりが17名で、そこに担任がお一人になると。そこに対しては補助の職員というのは配置をしない前提でということになっているかと思います。一方で当別型複数指導体制の中では、１クラス34人に対して担任１名で、支援員が１名から４名配置されるということになっております。では、この基本構想時の独自基準における少人数学級と北海道基準に基づく現在の当別型複数指導体制というのは、二者択一のものとして協議をされて、検討をされてきているのかなというふうにお見受けをいたしますが、これはどちら

かを選ばなければいけないものなのでしょうか。つまり独自基準における少人数学級と当別型複数指導体制というものは、少人数学級をした上で複数指導体制を行っていくということがそもそもできないものなのかというところが１点目の疑念であります。まず、少人数学級と当別型複数指導体制というものは二者択一のものであるのでしょうか。二者択一のものであるとすれば、なぜ二者択一のものであるのでしょうか、その理由をお示しいただきたいと思います。

また、質問通告の順番に沿っていくと、この項目の中で幾つかお聞きをしないといけないので、今のところがまず１問目の再質問の中の１点目、２点目となります。さらに、この項目の中でですけれども、独自基準における少人数学級を実施した上で、支援員を配置して学級編制と異なる学習集団を編制した少人数授業を行うという方法はこれまで検討されたのでしょうか。もし検討された上で採用されなかったのであれば、その理由をお示しください。検討されていないのであれば、検討されていなかった理由というのをご説明をお願いいたします。

次に、独自基準における少人数学級としていくのか、今教育委員会の結論として出された当別型複数指導体制でいくのかという部分についてメリット、デメリットという形でもご説明をいただいております。これも総務の委員会でも資料を基にご説明いただいておりますけれども、その中で子どもたちにとってのメリット、デメリット、先生方にとってのメリット、デメリット、また町にとってそれぞれのものが丁寧にご説明をいただいていると思います。この中で、子どもの立場から見たときメリットはどちらにもあるけれども、少人数学級についてはデメリットの記載は子どもの立場からの記載はございませんでした。つまり少人数学級については、子どもの立場からはデメリットはないというふうに理解をしてよいのでしょうか。

また、併せて当別型複数指導体制をやっていくに当たって、対話的、協働的な学びのところも大きなポイントとしてご説明をいただいておりました。これは、先進地の視察を含めてのご説明でございました。その中で、事務局のほうからは35名という中では様々な対話ができるというようなご説明がございました。これが対話的な学びというのが充実できるということだとは思いますが、とうべつ学園の１、２年生は現在１クラス20名から23名程度でありますが、対話による協働的な学びはとうべつ学園においても十分に充実をしているという前提で質問をさせていただきますが、まずこの前提について誤りがないのかということを確認させてください。

次に、北海道基準であっても、現在35名までですので、36名になれば１クラス18名となります。１クラス18名では対話による協働的な学びは充実できない、もしくは効果が限定されてしまうものなのでしょうか、ここについてもご説明をお願いをいたします。

すみません。ちょっと項目が多くなってしまっていて申し訳ございませんが、１点目と２点目のところ、恐らくご答弁でまとめてご答弁いただいていますので、再質問もまとめて、項目が多くなってしまいますが、ご容赦ください。

次に、取りまとめ的な検討結果というような形でまとめてご説明いただいている中で、学習指導要領の変化というところもご説明がございました。こちら独自基準策定した、これたしか2018年ですけれども、新しい学習指導要領が2020年から実施をされておりますので、独自基準策定した当時には考慮されていなかった事情として2020年から実施された新学習指導要領があるという理解でよいかというところの確認をさせてください。

１の１の再質問としては一旦以上となりますので、お願いいたします。

○議長（髙谷　茂君）　今６点ほど質問があったと思うのですけれども、確認大丈夫ですか。

○教育長（三澤吏佐子君）　少しお時間いただきたいと思います。

○議長（髙谷　茂君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時４６分

再開　午前１０時５５分

○議長（髙谷　茂君）　再開します。

11時まで引き続き休憩をいたします。

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１１時００分

○議長（髙谷　茂君）　再開します。

佐藤君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　大変長い時間をいただきまして申し訳ございませんでした。ありがとうございます。先ほど来質問をたくさん頂戴しましたので、一遍に頂戴しましたので、上手に答えられるかどうか分かりませんけれども、順次お答えしたいというふうに思います。

まず、二者択一の件でございますが、二者択一というふうには考えておりません。

それから、そこにまた重なるように同じようなご質問をいただいたと思うのですけれども、二者択一でないということで両方の検討はしなかったかというようなお話ございましたけれども、これについては当然検討をしました。しかし、今の予算規模を考えたときにその両方をかなえるということは非常に難しいというふうに思っております。少なくともほかの自治体から見ますと、非常にたくさんの予算を使って町で雇用する支援員等を入れておりますので、そこにさらにということはなかなか難しいであろうというところで協議

をしたところでございます。

それから、デメリットの件でございますが、これについては極端なデメリットはないというふうに考えます。

それから、とうべつ学園においても20名くらいの教室になっているではないかと、そこでは、そういう状態では対話的な授業はできないのかというお話ございましたけれども、そんなことはないのです。ただし、少なければいいということにはならないです。今の教育の状況を考えますと、例えば幾つかの班に分かれて、その班の中で協議したことをさらに持ち寄って、その違いだったりを検討し合うというような教育が現実に行われておりますので、そういう中で分母が小さくなり過ぎるということはあまりよいことではないというふうには考えております。

それから、西当別小学校の１年生が２クラスになった場合についても当然のことながら効果が出るというふうには考えますけれども、それが少ないからといって効果が上がるというふうには考えていません。要するに比例はしないということです。

それから、指導要領の改訂の件、この件についても指導要領の改訂は令和元年に行われておりますので、その時点では一斉指導、先生から子どもたちに対して一斉に指導をする、そして子どもたちが一斉にその授業を聞くという教育の方策、やり方から、方法から今度は対話的で主体的で深い学びを実現するために子どもたち同士が対話をしながら、自分たちの話合いの中で答えを導き出していくという教育になってきていますので、そこの違いがあるということであります。

以上であります。

○議長（髙谷　茂君）　佐藤君。

○６番（佐藤　立君）　それでは、もう少し確認をさせていただきます。

まず、少人数学級と少人数学習というのは、これは決して二者択一のものではなくて、例えば少人数学級をした上で支援員を配置していくということももちろん検討はされてきたけれども、予算規模上できなかったということだと思います。そうしますと、もともと６月の一般質問のときでも今の基本構想に書いてあることがベースとなる検討ということで、そこから進めていきますということでしたけれども、予算の上限があるから、それはできないということでその検討が止まったというふうに今ちょっと理解をしたのですけれども、教育委員会からこれは当別にとって絶対に必要な体制であるので、しかもベースにするという、それで結構ですというふうに教育長もご答弁をいただいていたことを実現するのに対して予算の獲得を目指す動きというのはされていなかったのかというところを念のため確認をさせてください。また、ベースとすべき独自基準に基づいた教育委員会として何とか予算の獲得をしようとしたけれども、予算の獲得ができなかったということなのでしょうか。予算規模が原因というお話でしたので、そこのところ確認をさせてください。

また、メリット、デメリットの部分に……

○議長（髙谷　茂君）　佐藤議員、区切って、３回まで質問できますから、再々質問。だ

から、どんどん繰り返して１つずつ、それは私が認めますから。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　予算規模だけが、予算のことだけが原因ではありませんけれども、予算のことも大きいということを１つ申し上げます。

それから、クラスを２つに分けるということは、当然担任を担うことのできる教員が２人必要だということであります。しかも、１年生と２年生やるということになれば、そこに１人ずつの担任を担うことのできる先生が必要になるということであります。そのことは単にお給料の問題だけではなくて、今この教員が非常に少ない状態の中で、足りない状態の中で、しかも道教委が認めている配置してくださるのが当然の教員でさえなかなか配置ができない状態なほど今教員は不足している状況です。その中で町独自で費用を用意して、しかも担任を任せられるだけの責任を負っていただける、またそれをお願いすることのできる人材を確保するということは非常に困難であるというふうにも思いました。複合的な要因であります。

○議長（髙谷　茂君）　佐藤君。

○６番（佐藤　立君）　回数ありますので、この部分についてのこれが３回目の……この部分については最後になります。今のご答弁でいきますと、そうすると、お答えはいただけなかったのですけれども、予算要求はされてはいないということなのだろうなというふうに思います。職員の配置、確保が非常に大変で、それについても日々教育委員会の皆様が大変ご苦労いただいているということは十分承知をしております。ただ、これは私の受け止めかもしれないですけれども、できない理由のご説明をしっかりとしていただいたのだなというふうな受け止めでございます。町として学級編制のベースとするとしておっしゃっていた独自基準をやるのであれば、まずは予算の確保をしっかりした上で、それで人の確保にチャレンジをしますと。だけれども、その前の段階で予算も難しいし、人の配置もなかなか難しいと思うから、そこについての要求はしませんという状態でご議論が進んでいったということに、今のご説明だとそういうことになってしまうかと思うのですけれども、これは誤解であってはいけないので、もし必要であれば改めてご説明をお願いいたします。

○議長（髙谷　茂君）　教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　ただいまのお話ですと、いかにも教育委員会としてそのことを先に断念してしまったというふうにお話がありましたけれども、そういうことではなくて、総合的に考えたときに今のやり方でも十分に、またそれよりもさらに効果の高い状態の教育が施せるというふうに判断をしたということで予算要求に至らなかったというふうにお考えいただきたいというふうに思います。

○議長（髙谷　茂君）　佐藤君。

○６番（佐藤　立君）　今の点につきましては回数にいってしまっていますので、メリット、デメリットの部分について進めていきたいと思います。少人数学級について特別大き

なデメリットはないということは確認できました。

その次ですけれども、対話的、協働的な学びの部分で、まず念頭でとうべつ学園の配置で、人数でできていないのではないかという質問ではなくて、とうべつ学園でもちろん充実していますよねという前提でのご質問でしたので、そこは私のほうからとうべつ学園で充実できていないのではないかというようなご質問をしたわけではないので、そこは念のためご留意いただきたいと思いますが、人数が少なければ少ないほど対話的な学びがより充実していくというわけではありませんよというご説明をいただきました。それは全くそのとおりであると思います。と当時に今回の決定に至った根拠の中では、35人という今の人数というところで対話的な学びがよりしっかり充実していけるというお話もありましたけれども、恐らく先ほどのご説明だとこれは人数が多いからすごく充実する、人数が少ないから充実しないという話ではなくて、それぞれの人数に応じた、もちろん大きな差があってはいけないかもしれないですけれども、それぞれの人数に応じたところでしっかりとした対話的、協働的な学びができるということなのかなと。要は人数が少なければ効果が上がるというものではないというご説明でしたので、逆に効果を上げるために多くなければいけないという話でもないのだろうなというふうに思います。そうしますと、人数が多いことの根拠にはここはなかなかなりづらいのではないかなというふうに思いましたけれども、そこの点はいかがでしょうか。

○議長（髙谷　茂君）　教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　そこのところだけを見ていただくと教育というのは成り立っていかないのですけれども、実は今子どもたちの様子というのは非常に多様化しております。そういう中で、その多様化したお子さんに寄り添っていく授業を行うためには、たくさんの人員が必要だということを申し上げています。そのために手厚い指導員だとか、それから補助をする方々が必要だということです。ですから、そこのところと単に人数が多い、少ないで協働的な学びができる、できないというところとを比較することはできません。

○議長（髙谷　茂君）　佐藤君。

○６番（佐藤　立君）　なので、恐らく人数が多い、少ないということと協働的な学びの充実度という話ではないのだと私も思っているのです。指導者側がどれだけ配置ができるかどうか含めて、例えば生徒１人に対して、児童１人に対して何人の指導者がいるのかというところです。今なぜ私がこのお話をしたかといえば、今回の決定のご説明の中で、総務の中でもありましたけれども、35人いることによって、いることによってとは言わなかったかもしれないですけれども、そこで対話的な学びができているのだと、そっちのほうが充実をしているのだというご説明が教育委員会サイドからあったので、そういうことではないのではないですかという質問をさせていただきました。人数が多い、少ないと対話的な学びというのは、そこは私は直接関連をするものではないというふうな、全く関係ないとは言いません。全く関係ないとは言いませんけれども、例えば30人以上の人数がいな

ければ対話的な学びは充実できないとかということでもないと思いますし、一方36人に１学年がなれば18人に自動的になるわけですけれども、では18人なったらできないかといったら当然そういうことでもないのだと。むしろ教育長が先ほどもおっしゃったとおり、職員の配置をどうしていくか、そうすると先ほどの質問に戻りますけれども、そもそもこれはまた予算規模だ、人の配置だというところになるかもしれないですけれども、そこで残念ながら現時点では少人数学級という方向を向かれていないので、恐らくこういう今やり取りになっているのかなというふうに思っております。ですので、ここは学級の人数と対話的な学びの充実というところが根拠の説明の中でありましたけれども、私はそこはあまり理由になっていないのではないかなというふうに感じております。一応質問できる回数がありますので、これも私の発言で終わって、また変な形で終わってしまってもいけないので、もし教育長のほうからこの点ありましたらご答弁いただければ思います。なければ次の質問に行きますので。

○議長（髙谷　茂君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時１４分

再開　午前１１時１５分

○議長（髙谷　茂君）　再開します。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　お時間をいただいて恐縮でございます。

先ほど来議論を重ねているところでございますけれども、少人数学級だから、少人数指導だから、どちらが優位性が高いとかということにはなかなかなりにくい。ただし、現在当別町が行っている複数指導体制の方法で当別の教育というのが非常に水準の高い状態で進められている、だからその状態を保っていきたいと申し上げている、そういうことでございます。

○議長（髙谷　茂君）　佐藤君。

○６番（佐藤　立君）　最初の再質問に対する部分の最後の部分になりますが、今の教育長のご答弁、全く真っさらなところで、これからの当別の教育の在り方をどうしましょうかという議論の中であれば、私も今の教育長のおっしゃっていること非常によく分かる部分もあります。ただ、この議論の大前提としては、当別町では教育委員会で決議を取って一旦少人数学級をやりますというところをやっているところで、６月のご答弁の中でもそれがベースになるご議論で検討ですかと言ったら、そのとおりですというご答弁があったので、そこが前提になっておりますので、恐らくそこのスタートラインのところが多分違うのだろうなというような、今のご答弁を聞いていて思いました。その認識は大変残念だなとは思いますが、次、学習指導要領が変わったからというところで、2018年当時考慮さ

れていなかった事情として2020年から実施された学習指導要領があったのかということについて内容、対話的なとか含めてそうだということでございました。ちなみに、学習指導要領については、私から言うまでもありませんが、平成29年３月には告示をされておりまして、平成29年度が周知期間になっているものですので、学級編制の独自基準を含めたこの基本構想をつくった平成30年の段階では、当然教育委員会としてはその内容は十分に認知をして、把握をした上で業務を行われていたのではないかなと思いますけれども、独自基準が含まれている基本構想をまとめた段階では、周知期間に入っていた現行の学習指導要領で主体的、対話的で深い学びの実現を求められるということは把握をしていなかったということなのでしょうか、それとも把握をしていたということなのでしょうか。その部分について、先ほどのご答弁ですとちょっとはっきりとしませんでしたので、改めてご答弁をお願いいたします。

○議長（髙谷　茂君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時１８分

再開　午前１１時１９分

○議長（髙谷　茂君）　再開します。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　先ほど質問を求められていなくて答えるチャンスがございませんでしたから、あえて申し上げさせていただきますけれども、独自基準を考える段階で当時新しい学習指導要領の中身について考えなかったのかというふうに、それを考慮しなかったのかというお話がありましたけれども、それについては考慮はしていたというふうに思います。しかし、その中にあっても少人数学級の……そのことを踏まえても今の体制、少人数指導体制のほうが優れているというふうに思ったので、そのような結果を出したということであります。

以上です。

○議長（髙谷　茂君）　佐藤君。

○６番（佐藤　立君）　この部分についての……。まず、質問がなかったのでというお話ありましたけれども、私再質問でこちらのところ質問しておりますので、何か質問していないことを質問したということではないと思っておりますので、その上で、つまり今回教育委員会で改めてしっかりとご議論をいただいた中で、検討結果として当時こういうのをつくったけれども、実施していなかったと。その上で次の段落のところで、その後学習指導要領が変わりというようなご指摘があって、そこで主体的、対話的な学びのところの要素が非常に出てきたと。つまりここは今回の検討結果の結論の部分で非常に重要な部分、根幹の部分だと思うのです。しかし、その部分については、ただ当時としてももちろん学

習指導要領が変わることは前提としてしっかり議論が行われていたのであろうから、その後学習指導要領が変わって対話的な学びが入ってきたから、少人数学級という独自基準が合わなくなっているのだという、今総務で資料等でもいただいた中でのご説明というのがちょっとそれは違ってくることになるのではないかなと。今の教育長のご答弁でもそういうことはしっかりと検討していたけれども、今として思えば少人数学習のほうがよかったというような話をしています。であれば、その後に学習指導要領が、あの資料だけを後から見れば当時は検討していなかった学習指導要領の変化という大きな変化が起きて、学びの体系が大きく変わったので、少人数学級のところも変えていくのだというふうに読み取れますけれども、流れ的にそうではないですよね。今教育長もそうではなくて、当時もそこは含めて議論をしていた、考えていたはずだというふうにおっしゃっています。であれば、新しい学習指導要領が実施される期間に使われる学校、そこでの独自基準としてあったわけですから、当然新しい学習指導要領をまず前提とした上で少人数学級という独自基準を当時も検討をされていたのだと私は思っております。ただ、それが例えば少人数学級よりもよりよい形というのがその後に出てきたのだから、そこに変えていきますという議論はそれは当然あり得ると思いますけれども、それであれば学習指導要領が変わったから、新学習指導要領になったからという説明はあまりストレートな説明ではないといいますか、本質を捉えていないご説明になってしまうのではないかなと思うので、そこのご説明ぶりをしっかりと精査をしていただく必要があるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（髙谷　茂君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時２３分

再開　午前１１時２６分

○議長（髙谷　茂君）　再開します。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　もう一度申し上げます。基本構想の段階で新学習指導要領の主体的、対話的、深い学びのことについて想定がなかったかといえばあったと思います。それを踏まえて独自基準をやろうとしたということはあったかもしれませんが、現在学習指導要領が改訂されて、主体的、対話的で深い学びと協働的な学びをより進めていくために、またより効果的な今の指導要領に合った教育を進めていくために現在の当別型複数指導体制が有効であるという結論を出したということであります。

○議長（髙谷　茂君）　佐藤君。

〔発言する人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　４回目ですから。

○６番（佐藤　立君）　この部分については、先ほどの質問で４回目になりますので、ここで私のほうから何か一言付け加えてお話をすると、それが言いっ放しになって教育長がその後お話しいただけなくなってしまうので、そこについてはこれ以上は触れないようにいたします。

それで、時間も残りも少なくなってきておりますので、項目でいきますと２のところ、独自基準を取りやめるという相当程度積極的な理由のところで１点だけ確認をさせていただきたいと思います。今までいろいろなやり取りもありましたけれども、総務でご説明をいただいた資料等も念頭にお話をしていくと、今教育長からもおっしゃった新しい学習指導要領の中での対話的な深い学び、こういうのをやっていく上では少人数化が必ずしもプラスに働かない場合もあるということ、そのために今のスタイルをやっていくのだというようなお話だったと思います。ここの部分について、これも再三触れておりますけれども、６月でいろいろと議論をさせていただいた中で最後、今基本構想に書いてあるところがまずベースとなるというふうに理解して間違いないのか、また変えるのであれば相当程度積極的な説明が必要でありますよねというようなご質問に対して、それで結構ですと、そのとおりですというようなご答弁をいただいておりました。少人数学級の部分については、これは当時の議論にはなりますが、当別の教育の非常に根幹的な部分であるというようなご説明もあった中で、恐らく新しい学習指導要領も、今教育長おっしゃっていましたけれども、当然念頭に置いて、対話的な学びをやっていくことも念頭に置いてつくられたものだと思っております。それを最終的に取りやめるというものに対しての相当程度積極的な理由に当たる部分というのが最終的には少人数化が必ずしもプラスに働かない場合もあるという部分になるのかなというふうに思いますけれども、恐らくそれだけではなくて、全体的によりいいのだというようなお話もあるのかもしれないですけれども、あくまでも独自基準を取りやめるという部分に関しての積極的な理由として私はこの部分になるのかなというふうに思っておりますが、少人数化が必ずしもプラスに働かない場合もあるということがその積極的な理由ということでよろしいでしょうか。

○議長（髙谷　茂君）　教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　取りやめる、取りやめないという問題ではなくて、今現在の当別町で行っている当別型複数指導体制が今の教育指導要領に合っていて、しかも当別の教育に合っている、そして成果が上がっている、そのことを評価して今の複数指導体制を続けていくという結論であります。

○議長（髙谷　茂君）　佐藤君。

○６番（佐藤　立君）　今の点は、これは私の理解です。私の理解ですけれども、明確に６月の教育長のご答弁と合わないのではないかなと思っております。今基本構想に書いてあるところがまずベースになるというふうに理解をして間違いないのかというところに対して、それで結構ですとおっしゃっています。今基本構想に書いてあることというのは、少人数の独自基準です。今基本構想に書いてあるところがまずベースになるというふうに

理解をして間違いがないのかと質問したのに対して、それで結構ですというふうに当時ご答弁をいただいているので、そこに独自基準が書いてある基本構想、つまり独自基準がベースになって議論をしているというところですので、恐らくずっとこれ議論がかみ合っていないのって、私は独自基準があることがまず前提で、その上でこれからどうしていくのかという議論だと思います。ただ、恐らく教育長もしくは教育委員会側でご議論されていたのは、独自基準があるのが前提ではなくて、今の指導体制が前提であって、その検討をずっとされてきて、今ずっとそのご説明をいただいているので、多分なかなかかみ合っていないところがあるのではないかと思います。今まさに教育長が取りやめるということではないというふうにおっしゃいましたけれども、基本構想に書いてあることがまずベースになる、間違いないのか、それで結構ですということなので、基本構想に書いてあることがまずあるわけですから、その基本構想に書いてあることを取りやめるのか、取りやめないのかというのが議論のスタートの部分だと思います。これは６月のご答弁とちょっとずれているところがあると思いますので、もう一度精査をして、しっかりとご答弁をいただきたいと思います。

○議長（髙谷　茂君）　教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　ずれているとは思えないのですが。前提がありますよね。前提を踏まえて、それも踏まえて協議をしてきたのです。そして、その前提を踏まえても、なおかつ今のやり方が最も当別の教育の今の実態に合っている、だからそれを続けていくというふうに申し上げています。もし前提を私どもで考えていないのだとしたら、最初から比較しないではないですか。比較をしながら、基本構想に書いてあることと今当別町が行っている教育とどちらが有効性が高いかということをずっと議論した中で、今のやり方が最も今現時点で教育効果の高い方法である。しかも、予算的にもいろいろなことを総合的に考えた中で、最もそれが有効的だという判断を現在の時点でしたということです。どこか間違っていますでしょうか。

○６番（佐藤　立君）　取りやめるということではないというご答弁が先ほどあったのですけれども、ベースになるのだったら教育委員会で決議した基本構想……

○議長（髙谷　茂君）　佐藤君、手を挙げて。

佐藤君。

○６番（佐藤　立君）　基本構想に書いてあるところというのは教育員会で決議がされたことであって、それがベースになるというご答弁をしているのですから、最終的な結論がどうなるかというのは、これは教育委員会の中のご議論です。それはもちろん分かります。この場であああだこうだという、その中身までは踏み込まない。だけれども、基本構想に書いている当別町の独自基準は取りやめる、撤回するなのか、取りやめるなのか、取りやめて複数指導体制というのをやっていくというのが今回の結論なのではないですか。取りやめる、取りやめないということではないという話ではないのではないでしょうか。もし取りやめる、取りやめないということでないのだったら、では６月のご答弁は何だったのだ

ということになってしまいますので。

○議長（髙谷　茂君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時３５分

再開　午前１１時３８分

○議長（髙谷　茂君）　再開します。

教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　どうもかみ合わなくて申し訳ないのですけれども、６月の時点で最初に構想が出来上がったときの中身に立ち返って、そこから歩み出して協議をしてきたのです。そして、その協議の結果、今の形が、今現在やられていようと、やられていまいと関係ないです。今の形、当別の教育の形というのが今の求められている教育にフィットしている、だからそちらを採用していこうというふうに改めて決めましたという話です。

〔発言する人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　かみ合っていないというお話もありましたけれども、これやられてもかみ合わないと思います。佐藤議員が求めている答えとこちらで答えたい答えと多分全く違う話だと思います。

〔発言する人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　休憩します。

休憩　午前１１時４０分

再開　午前１１時４０分

○議長（髙谷　茂君）　再開します。

佐藤君。

○６番（佐藤　立君）　教育委員会で一度議決したことというのは、なくすのであればやはりそれはそれを取りやめるという表現が私は日本語上適切だとは思いますというか、そうでなければなくならないのではないかなというふうに思いますけれども、どうもそこは理解といいますか、認識が、内容面ではないです。枠組みの話ですけれども、違うところがあるなと思います。本当時間がないので、少し先に行きます。

まず、何よりも今大事なのは今の西当別小学校のお子さんたちの環境をどうするかというところが一番大事なところでありまして、（４）番のところであります。教室狭いというところ、これどうしますかというところで、具体的なご答弁はありませんでしたけれど

も、今１年生は特別支援の方も含めると私37名になっているというふうに伺っています。本当にぎりぎりの状態だと思います。これは速やかに対処、解決をしなければ、とうべつ学園であれば１人当たり3.3平米なのが西当別小学校は今1.6平米と教育委員会の中でもご説明ありました。これは看過できない差であると思いますので、速やかに具体策をつくる必要があると思いますが、改めてご答弁をお願いいたします。

○議長（髙谷　茂君）　教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、西当別小学校においても次年度以降児童数の状況を見極めながら、見極めながらというのは人数が増えれば今の道の基準でも分かれるわけですから、その状況を見極めながら対応していきたいと考えておりますが、ほかにもいろいろな緊急性を要するものがありますので、そこをしっかりと考えながら町長部局に予算要求をしてまいります。

○議長（髙谷　茂君）　佐藤君。

○６番（佐藤　立君）　そうしますと、例えば来年の西当別小学校の２年生がお子さんの転入、転出の状態だったり、特別支援の状態だったりとかで見えないところありますけれども、仮に普通学級35人以下になるというのが分かった段階で具体的な対策をすぐに取られるということでしょうか。

○議長（髙谷　茂君）　教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　もう一度繰り返させていただきます。西当別小学校においても次年度以降児童数の状況を見極めながら対応してまいりたいと考えておりますが、学習環境の改善という意味では、例えばトイレの改修や教室の暖房パネルの改修なども必要性の高い事業と認識しておりますので、それらを踏まえながら町長部局に予算要求をしてまいりたいと考えております。

○議長（髙谷　茂君）　佐藤君。

○６番（佐藤　立君）　今までのやり取りがいろいろとふくそうしてしまったので、繰り返しのご答弁となってしまって、これは私の質問の仕方も悪かったのかもしれないですけれども、西当別で実際に今通っているお子さんや保護者の方が聞いて、これなら預けられるなというふうに当別町の教育委員会を信頼していただけるようなしっかりとした前向きなご答弁を、２回もお聞きしたので、２回目にはぜひ出していただきたかったなと思いますが、そこは大変残念であります。

最後に、もう一点、保護者への説明のところ、回答されるということでしたけれども、回答は書面、それとも口頭で等、どういった形でやられますでしょうか。西当別小学校１年生では、ほぼ100％に近い保護者の方が署名されているというふうに聞いております。全保護者を対象にした説明をする必要があるかと思いますが、その点についても併せてご答弁ください。

○議長（髙谷　茂君）　教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　代表者の方に対しまして書面と説明をもって説明をさせてい

ただきます。
○議長（髙谷　茂君）　佐藤君。
○６番（佐藤　立君）　教育委員会の中でしっかりご議論をしていただいて、今これが一番いい教育方法であるというふうに自信を持って恐らく結論を出されたと思いますので、それはしっかりと教育委員会から保護者の方に直接ご説明をして、しっかりとご理解をいただく必要があると思いますけれども、いかがですか。
○議長（髙谷　茂君）　教育長。
○教育長（三澤吏佐子君）　代表者の方から要望書を頂戴しておりますので、代表者の方に対しては説明をさせていただきます。また、この説明の内容につきましては、総務文教常任委員会の中身についてもユーチューブで配信をされておりますので、そういうことを御覧いただきたいというふうにも思っております。さらに、保護者の方に対しましては、学校を通しましてこれからの教育の在り方がこういう形で進みますということについては常に校長会から校長に会議の中でお伝えをして、そしてそれが学校の校長からそれぞれの先生方に伝わって、そして先生方からさらにいろいろな機会に保護者の方に伝わるという厳然としたルートがありますので、それを行ってまいります。
○議長（髙谷　茂君）　以上で佐藤君の質問を終了させていただきます。
暫時休憩します。

休憩　午前１１時４６分

再開　午前１１時４６分

○議長（髙谷　茂君）　再開します。
五十嵐君。
○８番（五十嵐信子君）　ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして３項目、１つ目は介護人材確保の取組について、２つ目は西当別基線川河川敷の桜並木について、３つ目は防災備蓄計画の周知と専門職の役割について質問させていただきます。
１つおわびをさせていただきたいと思いますが、要旨の中に基線川河川敷桜育成保存会と記載しておりましたが、基線川桜並木育成保存会ということで訂正させていただいて、質問に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
初めに、１つ目の介護人材確保の取組について４点お伺いいたします。第９期令和６年度から令和８年度当別町介護保険事業計画、暮らしを支える体制整備の中にも介護人材確保定着に向けた取組では、介護サービスの安定的、継続的な供給のためには介護人材の確保は喫緊の課題として明記されております。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには多様な介護サービスはとても重要な役割を担っており、介護人材の確保への後押しが必要と考え、平成30年12月定例会においても質問させていただきました。人生

100年時代、2024年には国内の高齢者人口がピークを迎えると言われ、2025年問題もあと何年、あと何年と言われてきましたが、もう目の前です。しかし、介護現場では全国的に慢性的な人材不足が大きな問題となっております。人手不足は、労働環境の悪化に伴い、職員の身体的、精神的疲弊となり、サービスの低下や介護事業所の縮小にもつながってまいります。当別町においても介護人材の確保が重要で急務と考え、質問に入らせていただきます。

（１）、介護人材不足を解消するための方策として、潜在介護員の把握をし、復職への支援や既に施設で採用され、勤務されている方もおられますが、外国人人材を積極的に登用していくことも有効と考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

（２）、移住、定住促進に向け、介護施設の勤務希望者には住宅費等の補助や、現在保育士を対象に給付されている就労支援給付金事業を介護士も対象となる支援事業とするなど検討してはどうかお伺いいたします。

（３）、現在介護サービスにおいても有償ボランティアとして各地で活躍されている方が増えてきているのではないかと思われます。介護ボランティアとして仕事の内容が明確になっていると、介護員やボランティアは負担や不安を感じずにお互いによいサービスにつなげられるのではないかと考えます。よい事例を参考に横の連携を取りながら有償ボランティアの活躍の場を広げてはどうかお伺いいたします。

（４）、介護の世界は、昔から肉体的にも精神的にも負担が多いことで知られ、きつい、汚い、危険の３Ｋなどと言われております。しかし、近年は、感謝を分かち合える仕事、心つながる仕事、感動できる仕事とポジティブにも捉えられております。また、ポジティブな５Ｋ、７Ｋなどもうたわれるようになり、介護業界の人材不足を解消するための取組も進められてきているところでございます。当別町においても介護の仕事の内容ややりがいなど、介護職の魅力発信の活動を積極的に行ってはどうかお伺いいたします。

２つ目の質問は、西当別基線川河川敷の桜並木についてお伺いいたします。（１）、西当別地区も多くの子育て世帯が移住され、スウェーデン大通にサツドラが出店し、西当別支所も併設され、にぎわいが出てきております。来年度には太美雪堆積場は多目的広場として夏期利用ができる予定となっております。2011年、西当別連合の有志により基線川桜並木育成保存会が設立され、今年13年目を迎えました。現在は枯れたり、斜めになってしまっている木もありますが、当時毎年植樹をされ、113本の並木となりました。河川敷の土壌環境から大きく成長できないのではとの心配も当時あったと伺っておりますが、近年は満開のときとてもきれいに咲き誇っております。保存会の皆様も高齢となり、またコロナ禍では活動もできずにいたようです。設立当初の思いと今も変わらず皆さんに桜を眺め、楽しんでいただきたいと願われておりました。河川敷にはめだか広場もあり、桜の時期はとてもよい景色となるため、地域の憩いの場にと望まれている声もあり、太美の桜並木の名所として今後整備をして町民と共に管理していくお考えがあるかお伺いいたします。

最後に、３つ目の質問は、防災備蓄計画の周知と専門職の役割について２点お伺いいた

します。先日２日間にわたり行われました防災セミナーは、とても有意義だったとのお声もあり、私も参加させていただきましたが、継続的に行ってほしいとの要望も出ており、関係職員の皆さんのご努力により、関心が深まっているのではないかと感じました。

（１）、家庭においても平時から備蓄品を用意している方も多くなり、災害への意識が少しずつ高まっております。そんな中、避難所へ移動しても、どこに何がどれだけ備蓄しているのかが分からず、避難所へ行くのもためらう。備蓄品が明確に分かると安心し、不安なく自分や家族を守るものは何だろうと発想し、自助の意識も高まっていくのではないかと思われます。いざというときのために避難所の備蓄品の見学や、備蓄品の一覧もあると思いますので、町民に目に見える形で公表してはどうかお伺いいたします。

（２）、災害時における薬剤師の役割は非常に重要ではないかと考えます。当別町においても災害時に薬剤師が活躍できる環境を平時のときから整えていくことが町民の安全と健康を守るために不可欠と考えますが、見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（髙谷　茂君）　ここで午後１時まで休会とし、午後１時から町長の答弁から再開をいたします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時００分

○議長（髙谷　茂君）　再開します。

五十嵐君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君）　午前中ご質問いただきました五十嵐議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、介護人材不足解消の方策として潜在介護職員の把握をし、復職支援や外国人の登用が有効とのご質問でありますけれども、潜在介護職員の復職支援につきましては有資格者で介護、福祉、医療以外の業種で働いている方、仕事をしていない方など、潜在介護職員を把握する方法がないことから、町が復職支援を行うことは難しいと考えております。なお、全国老人福祉施設協議会と日本介護福祉士会が運営する潜在介護職員復職支援プログラムがあり、受講料も無料であることから、その制度について広報、ホームページで周知をしてまいりたいと考えます。

外国人の登用につきましては、介護人材が不足する中、貴重な介護人材であると認識しており、採用している法人からはとても誠実であり、勤勉であるとお聞きいたしております。また、職場の活性化にもつながることから、現時点では外国人の採用は有効だと考えますので、採用に関する情報等について町内介護事業所と共有を図ってまいりたいと思い

ます。

次に、介護施設の勤務者に住宅費等の補助や就労支援給付金の検討をしてはどうかとのご質問でありますけれども、今年度３回行いました町と町内介護事業所との意見交換におきましては、住宅補助ですとか就労支援給付に関する意見も出ておりましたが、多くの事業所が今希望しているのは人材紹介料の補助ですとか、あるいは求人広告料の補助であったことから、新年度に向けまして町全体の施策の優先度、予算規模などを勘案しながら事業化の検討をしているところであります。

次に、介護サービスにおいて有償ボランティアの活躍の場を広げてはどうかとのご質問でありますけれども、有償、無償を問わず、ボランティアは労働者的な位置づけではなく、自発的に行う奉仕活動者であるため、利用者の話し相手や見守りなど、あくまで軽易な奉仕活動が介護施設におけるボランティアの主な役割だと考えております。その範囲の中でボランティアの活躍の場を広げることにつきましては、介護現場でのニーズやボランティアの意見を聞いた上で検討をしてまいりたいと思います。

次に、介護職の魅力発信を積極的に行ってはどうかとのご質問でありますけれども、年明けに町の広報において介護に関する特集記事を掲載するほか、現場で働く介護職員の声や介護現場でのやりがい、充実感を伝える事例紹介など、町と町内介護事業所双方から情報を発信する機会を増やせるよう介護事業所と連携を図ってまいります。

次に、基線川の桜並木についてのご質問でありますが、五十嵐議員は既にご承知のことと思いますけれども、めだか広場につきましては町が維持管理しているものではありますが、桜並木については西当別連絡協議会が河川占用許可を受け、維持管理を行っているものであります。ともに河川敷地としての制限はありますが、既に地域の憩いの場として利用されているものと認識しております。加えて、太美の多目的広場についてでありますが、今後町が一定の整備を行い、維持管理してまいりますが、冬期の雪堆積場としての使用が主たる目的であるため、工作物や樹木など支障となるものは整備できません。いずれにいたしましても、引き続き地域との協働の下、訪れる方が憩える場となるよう適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、いざというときのために避難所の備蓄品の見学や備蓄内容を公表してはどうかとのご質問でありますが、先月11月に開催いたしました防災セミナーにおいても参加者の皆さんから備蓄品の内容を知りたいといった声が多く聞かれたことから、広報とうべつ１月号において備蓄品の内容を写真などで分かりやすく紹介するよう既に準備を進めているところであり、備蓄計画の周知も含め、今後も重層的な発信に努めてまいります。

次に、薬剤師が災害時に活躍できる環境を整えることについての見解はとのご質問でありますが、被災者の健康管理は改めて言うまでもなく非常に重要であり、薬剤師に限らず、医療従事者の役割は極めて大きいと考えております。薬剤師の派遣につきましては、北海道と北海道薬剤師会において災害時おける医療救護活動に関する協定が締結済みであり、この協定に基づき派遣される薬剤師が調剤、服薬指導、医薬品の管理などの業務を行うこ

ととなります。町といたしましては、災害時にはこうした活動が円滑に行えるよう環境整備に努めてまいります。

以上、五十嵐議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（髙谷　茂君）　五十嵐君。

○８番（五十嵐信子君）　ご答弁ありがとうございました。大項目１番の（１）の再質問なのですけれども、介護人材の不足を解消するためにということで、やはり資格者の把握というのは、私たちも登録は道にしておりますけれども、そこ全部が把握してくというのは本当に、個人情報も含めて、町が独自にしていくというのは今聞いてちょっと難しいのかなというふうに思いました。しかし、広報とかでも介護事業所の例えば募集とか、それとか募集の要項、ああいうのとかってよく広報に出ておりますけれども、そういう部分でも周知していくということですので、効果的な周知の仕方をしながら行っていって、探している方とか目に留まれば募集の糧にもなっていくのかなって思います。

あと、外国人のほうもそこのところは、本当にそこのお国によって掃除の仕方とか様々違いまして、きれいにやる方とか大ざっぱなふうにする方とかいらっしゃって、利用者さんも結局はちゃんとここしてもらいたいのにしていないとか、外国人に来てもらったら困るという方も在宅ではあったときもあるということなのですけれども、施設においては本当にコミュニケーションとか、例えば易しい日本語だとか、そういう部分をしっかり学べる機会だとか、そういうのとかコミュニケーションの取り方とかも、一定的に施設とかでもやってきたりとか勉強しているのではないかなと思いますけれども、そういう部分でも町もというか、地域も一緒になってですけれども、外国人さんたちと共に介護員さんが本当に働きやすい環境というのをつくっていくことも、一緒にそういうふうに施設の方と共有しながら、事業者と共有しながらつくっていくというのも大事かなって思っておりますけれども、その点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（髙谷　茂君）　町長。

○町長（後藤正洋君）　介護人材の登用、あるいはそういった人たちをしっかり施設で就労していただくということの難しさというのは行政としても把握をしておりますし、今外国人の登用のことも出ましたが、外国の人材を来ていただいて就職していただくということも基本的には重要なことだというふうには認識しておりますが、ただやはり介護報酬の問題ですとかいろいろなことがありますので、そういった点では外国人に頼るというよりは報酬を国のほうで上げていただいて、いろいろと今の状況を改善していただくことによって、そういった就労の状況が改善していくということはあり得るのかなというふうには思います。ただ、雇われる事業所が行うべきことと、全体として町がそれを支援できることというのは明確に区別されるべきというふうに思いますので、その点については町としても今後制度のことも含めて検討したいというふうには思います。ただ、今議員がご指摘をいただきました具体的なことと町の現状については、部長のほうから細かく説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（髙谷　茂君）　福祉部長。

○福祉部長（森　淳一君）　ただいま五十嵐議員からご質問をいただきました外国人の登用の関係でございますけれども、町内の事業所におきましても外国人を実際に雇用しているといった実例を持つ法人もございます。今、今年度は３回なのですけれども、町内の各事業所と意見交換会ということで、その３回のテーマにつきましては介護人材不足を今後どうしていくかということでのディスカッションになるのですけれども、その中でも外国人人材の登用ということはテーマとして上がりました。今後も継続して横の連携、情報共有ということも含めて介護事業所との意見交換会、情報交換会は継続的に実施していこうという考えでございます。その中で実際に外国人人材を採用している方々から各事業所にそのノウハウのレクチャーですとか、そういったことも含めまして今後外国人人材の登用について町内の事業所さんにも理解を深めていただけるような方向で考えてございます。

以上です。

○議長（髙谷　茂君）　五十嵐君。

○８番（五十嵐信子君）　ありがとうございました。外国人人材ということで、今大項目では介護人材ということでなっておりますけれども、様々な業種で介護人材として当別に入ってこられているところもあると思うのですけれども、コミュニティーという部分で、今回住民課のほうでも窓口にＱＲコードを作って、外国人の方が手続しやすいようにするとかってすごくいい話が出てきておりましたけれども、石狩とか北広島とかほかでもやっていることだと思いますけれども、外国人の方たちが集まって日本語でいろいろコミュニティーを取っていくという部分ではすごく有効な活動をされているところもあるのです。そこの中で当別の介護員さんだった方もたしか石狩に行かれているということを聞いて、そこでコミュニティーの場に集っているというお話をちょっと聞いたことありまして、そういうのを当別でも開催したりとかしてコミュニティーの場をつくってあげると、仕事の例えばつらさだとかコミュニケーションの取り方だとかというのは、そこの場だけではなくて、やっぱり地域でもそういう仲間づくりというか、すると、私たちもそうですけれども、他業種の方とか地域の方たちとお話しすることによって自分の不安やらつらさやら楽しいことやら話しをすることになって、仕事のやりがいとかにもつながっていくのではないかなという思いもありまして、他地域でやっているそういう外国人人材のケアの何かそういう部分というのは当別でも考えていってはいかがかなと思いますけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（髙谷　茂君）　町長。

○町長（後藤正洋君）　外国人の方がいろいろと福祉ですとか介護ですとか、そういったところで就労していただける、そしてそういったことが今の社会の中では必要だということは認識をしておりますし、そういった方たちが地域のコミュニティーの中でどうあるべきかということも含めて、国内的にはいろんな問題が起きている地域もありますので、そういった点ではそれぞれの事業所の皆さんと協議をする中から一定程度大きな枠で、こう

いったことを日本の習慣を知っていただきたいですとか、そういったことも含めて必要なことがあれば町として行うということは検討したいというふうに思います。

○議長（髙谷　茂君）　五十嵐君。

○８番（五十嵐信子君）　答弁ありがとうございます。町長も同じような気持ちで、今後検討していただけるという前向きな意見をいただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

次は（２）の質問に対しての再質問なのですけれども、３回にわたって事業所との意見交換ということをしていただいているということで、本当にとても有意義な意見交換されているのではないかなって思います。

あと、人材紹介料のほう、そういう補助もその中では必要ではないかというお声も出たということで、新年度に向かって事業化の検討というのは、そこのところはすごく応援していただけるという、検討に入られるということで前向きな検討なので、本当にありがたいなと思いました。介護士も本当にいろいろな部分で一生懸命頑張っておりますし、保育士さんも対象にされてから、確かに当別で働きたいのだけれども、条件を見たらこういう補助があるのだって、受けてみたいなって思ったという方も実際聞いておりますけれども、だけれどもやっぱりここに住むという部分にはなかなか至らないということだったり、ちょっとそこだけではなかなか難しいなと思うというふうにして、何人か検討には上がったけれども、やっぱり諦めましたという話とかもお話しいただいたこともありました。ここに住んでもらうという部分においては、保育士さんがどういう、この事業をやったことによってどこまでの効果があったのかという部分では私も、ちょっとすみません、明確に把握しておりませんけれども、人材紹介料のほうがやっぱり負担になっているというのは実際私も聞きましたけれども、外国人も受け入れる部分でも結構お金がかかったりとか、住宅のお世話をするとか、物をそろえてあげるとか、いろいろな面でもやっぱり事業者さんでは負担があると思うのです。なので、本人に給付をするという部分でも何か効果があるのではないかなと思ってちょっと質問させていただいたのですけれども、その点の検討のほうは、検討してはどうかなと思っているのですけれども、その点に関してもう一度お伺いします。

○議長（髙谷　茂君）　町長。

○町長（後藤正洋君）　再質問にお答えしますけれども、最初の質問に対する答弁もさせていただいておりますけれども、それぞれの事業所と協議をする中で今雇用するに当たって何が必要なのかということを検討する中で、いろいろと紹介料の補助ですとか、そういったことで答弁させていただきましたが、今検討している中身については、例えば住宅費についてもどうあるべきかということは検討しているというふうに聞いておりますので、総合的に人材を集めるためにどうあったらいいかという検討は今後もしていきたいというふうには思っております。

○議長（髙谷　茂君）　五十嵐君。

○８番（五十嵐信子君）　ありがとうございます。やはり事業所との意見交換というところはすごく大事なことだなと思っていまして、３回にわたって行ったということは横のいろいろな情報交換だとか、町に対してどうしていくかとか、いろいろな部分で話合いができる場になると思うので、すごく効果的だと思いますので、これからもぜひ現場の声を聞いて、何が一番必要なのかというところを検討していっていただけたらなって思います。本当に前に進んでいっているのだなというのを感じました。

それと、３番目の質問の再質問させていただきますけれども、私はボランティアって確かに自発的という部分では、以前質問したときもそういうような感じだったと思いますので、でも自分の中ではそこがちょっと感覚が違ったのかなというふうなのも思いましたけれども、ボランティアが入り口で介護に携わって、後に介護職員になったという方も実際に見てきております。そういう事例もございます。無償、有償とかってかかわらず福祉への活動の場というのを広げていくことは、自分の中では人に優しいまちづくりになっていくのではないかなという部分が常に感じて、やっぱりここは重要なのではないかなって思っております。介護人材の確保という質問の要旨からは、人材というふうにするというのは趣旨から離れているのではないかと思われがちなのですけれども、私はここのことに関しては、先ほども話しましたけれども、入り口となって人材となり得るって考えております。実際に身体介護とかは資格が必要だと思うのですけれども、生活に関して、そういう部分に関してのお手伝いとかあると、やっぱり専門職の方がほかの業務に多く時間を取れるということもあって、そこが、その余裕がよいケアになっていくのではないかなというところは実際働いて思っておりました。なので、その入り口となる人材という部分でも傾聴とか見守りというのが、有償ボランティアは労働ではないので、傾聴、見守りというのですけれども、意外と傾聴、見守りというのこそ私専門職がしっかりやっていかないといけないのではないかなって思う、自分が思っていることなのですけれども、実際介護の現場というのは、洗濯、掃除、また例えば引き出しの中の洗濯物を畳んだり整理整頓、いろいろな部分の包布交換、いろんな部分で生活に関わった仕事というのは意外と大きいのです。なので、そこの部分が誰でもできると言ってしまいましたら、主婦なら誰でもできるって介護はよくそういうふうに言われてきたお仕事でしたけれども、そういうところの男性も女性もできる、できたほうがいいと思うのです。なので、そういう部分で考えると、私はここが入り口となって、実際に人材というふうに変わっていく部分もあるのではないかなという思いで今回質問させていただきましたので、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（髙谷　茂君）　町長。

○町長（後藤正洋君）　今福祉に関わる入り口がどこかというお話なのかなというふうにも思うのですけれども、基本的にボランティアとして福祉に関わって、その崇高さに引かれて介護人材として大成をされているという方も当然おられるというふうに思います。ただ、やはり現場の中でその人の意識のあるところでどういう役割を果たしてくかというの

はいろんなことがあるのかなと。現場のいろんな難しさっていいますか、そういうのがあるのかなというふうには思います。ですから、今五十嵐議員が言われるように、例えば入り口はボランティアであっても最終的に介護職を目指すというように気持ちが高まっていただけるといいなというふうには思っていますけれども、有償、無償のボランティアと介護人材という明確ないろいろな区別がある中で、具体的な現場を直接私が常日頃から見ているわけでありませんので、そういった意味では今そこに携わっている部長のほうから答弁させますので、よく聞いていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（髙谷　茂君）　福祉部長。

○福祉部長（森　淳一君）　ただいまの五十嵐議員のご質問にお答えします。

先ほど申し上げたとおり、行政といたしましては、やはり立場上そのボランティアの考え方というのが自主的な奉仕活動であるという性質を踏まえますと、事業所にとって介護人材の不足の穴を埋める労働力としてカウントするというのは、なかなか難しいのではないかなというふうに考えてございます。ただ、実際に今町長からもお話ありましたし、五十嵐議員のほうからも実際にボランティアを入り口にして介護職員としてというつながり方もあったという事例もあったということでお聞きしましたので、ボランティアの方々を有効に活用している事例等あると思いますので、そういったことも先進的な自治体の事例も踏まえまして今後参考に研究してまいりたいというふうに思います。また、やはりボランティアに関しましては、それぞれの事業所のニーズというのもありますので、先ほど申し上げた情報交換会などを通じまして、ボランティアが必要なのかどうかといったニーズの調査、こういったことも含めてやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（髙谷　茂君）　五十嵐君。

○８番（五十嵐信子君）　ありがとうございました。本当に何度も言いますけれども、横の連携というか、施設の横の連携を取っていって、何が今当別町で暮らして、一般というか、一戸建てで住んでいる高齢者も結局はここでは在宅ではもういられないとか、施設に入りたいけれども、どうしたらいいのかとか、いろんな不安を抱えていらっしゃる方もおります。なので、例えば特養がいいのか、サ高住がいいのか、どこの施設に行ったらいいのか、独り暮らしでこのまま住んでいられるのか、いろいろ本当に考えられていますので、やっぱりそこの施設の特徴というかもあると思うので、当別としてはみんなをこうやって最後までここで暮らしていけるような体制がありますよと思ってもらえるように、そこの施設間の連携、うちはここが得意だよ、ここはこれだよってやりながらやっていけるような検討の場所をつくっていただけると、みんなで意見出して、事業所の人たちが意見を出していけるところになればいいなって思っていますので、その点もぜひよろしくお願いして、また意見の出しやすい、またそれが実行していけるような形になっていけるような会議にしていただけるとうれしいなって思っております。よろしくお願いします。

あとは、大項目の２番目の（１）の桜の並木の件なのですけれども、めだか広場のほう

は町が管理しているというのは承知しております。ここもなかなか草が生えていて管理が行き届いていないときもあったというお話を聞きまして、ちょっと見に行きましたけれども、そのときはさほどそんなことはないかなって思って、その時期が違ったのかななんて思いましたけれども、そこも管理していく分には心がけていっていただきたいと思います。憩いの場ということでは、本当その場所はあればあるほどいいとは思うのですけれども、例えば基線川桜並木育成保存会の方たちが意見を出して、今枯れている木だとか、横になってしまっている木だとか、前に見に行きましたけれども、そういう部分があるのです。それとか例えばその木の上……そういう部分の枯れたのを撤去するお手伝いだとか、新しく植える苗だとか、そういうところに、一年草だったらとっても大変だと思うのですけれども、常に咲いていけるような宿根的な部分の花の提供だとか、そういう部分というのは保存会がやるべきことなのかなというか、そこのところがちょっとあれなのですけれども、町でどれだけがここに応援をして、コミュニティーをつくっていくという部分で応援していただけるのかなというのが１つと、あと問題となるのは訪れる方のマナーとか配慮にも本当に何かしていかなければいけないことだなというふうに思っているのです。以前にも近隣の方からの悩みもお聞きしたこともありますけれども、町として検討していっていただけるようなお話ではありましたけれども、地域の共生を図って、地域コミュニティーを支えていくということに対してどういうふうな思いで今答弁していただいたかなというところをお聞かせくだされればありがたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（髙谷　茂君）　町長。

○町長（後藤正洋君）　西当別基線川の桜並木についての再質問ということでお答えをさせていただきますが、先ほども答弁もさせていただいておりますが、基本的には町としては管理すべきところについては、年間の管理計画ですとか、そういったものを立てて、例えば草刈りを年何回するですとか、あるいは委託をしているですとか、そういったことも含めて行っています。ただ、たまたまそこに行っていただいたときに草刈り前のときだったとか草刈りした後だったとかということはあるということで、その辺はご理解いただければというふうに思いますし、また桜並木につきましては、議員が質問していただいていますように、そこを担う団体があって、その方たちがご奉仕をいただいて管理をしていただいているということでございます。ただ、町の例えば美化ですとか、そういったことをしていくときに町として何かお手伝いできること、補助できることですとか、そういったこともメニューとしてはありますので、その辺が合致するかどうかということも含めて協議はできるかなというふうには思っております。ただ、いろんな要望が町としては多いので、補助の対象が限られているということもありますので、すぐにということにはならないかもしれませんが、全体的なこれまでの経緯ですとか、そういったことも含めて模索、協議をしていくという形になると思います。そういった細かいことにつきましては、今建設水道部長のほうから答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（髙谷　茂君）　建設水道部長。

○建設水道部長（高松悟志君）　私のほうからも答弁させていただきます。

ほぼほぼ町長の答弁が全てになったと思うのですが、まず最初桜並木の件なのですけれども、こちらのほうにつきましては西当別連絡協議会があくまでも河川占用申請を行って、河川管理者である当別町が許可を下ろして桜並木を整備、維持管理しているということでご理解をいただきたいというふうに思いますが、そうなると整備から、維持管理から、そういったちょっと斜めになった木なんかを直したりですとか、枯れた木は撤去したりですとか、そういった部分全て西当別連絡協議会のほうでやるというような許可条件の中で行っているということでございます。また、ちょっと細かな話をすれば、並木の整備に当たっては当時町としても植樹に使用する土ですとか肥料ですとか、そういったものについては協働の下、町から支給をしながら整備をしたというようなことで進めているということでございます。

いずれにしましても、占有者である西当別連絡協議会が河川占有を受けて、主体的に行っております。また、河川管理者である町も河川環境の整備ということで維持管理を行っています。先ほど町長からもお話がありましたけれども、美しいまちづくり条例の事業推進の中での事業展開ということであれば町のほうでも、先ほどお話が出ていましたけれども、花代ですとか、そういった部分の助成制度というような制度もございますので、そういった部分の活用といったところも検討していただきながら、あくまでも協働、共生といった中で今後ともお互い適正な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（髙谷　茂君）　五十嵐君。

○８番（五十嵐信子君）　分かりやすい説明ありがとうございました。連絡協議会が維持管理ということで、前に、次の質問の中でも言うのですけれども、防災のセミナーがあったときに、そこに来られていた先生がまずいろいろ人を集めようとか何かしようというときに、一遍にいろんなことを考えるとなかなか進まないものだということで、１人でも２人でも人数が集まったときに、よし、やろうって思ってやっていくと、それを見ている人が、あれ何やっているのだろうかって思って人が集まって、大きなうねりになるのだよなんていうお話をグループのときにお話ししてくだったことが全部につながるのだなと思って聞いていたのです。この保存会の方たちも最初は本当にその思いでつくられて、みんなに楽しんでいただきたいという思いでやってきたけれども、今高齢になって、なかなか思うように体が動かなくなったというお話も聞いて、やっぱりこれというのは町として、またみんな、みんなというか、町民も一緒になって管理してつくっていくという流れを後世に残していくというか、大事なことなのではないかなってすごく思いまして、今美しいまちづくりの条例とか、そういう部分で助成制度もあるということで、きっと協議会の方たちはご存じだと思います。そういう中で、いろいろな町からも教えていただきながら続いていく方が本当に増えていってもらえたら、最初にやっていた方たちの思いが伝わってい

くのではないかなって思って、ぜひとも町も、私たちも本当に協力していきたいなと思いますけれども、まちづくりに一緒になってやっていけるような機運が高まっていけばいいなと思いましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

大項目の３つ目の防災のところのちょっと質問とかという部分ではないのですけれども、（１）のところで備蓄品も発信することを１月の広報で用意しているということで、皆さんの思いが町にもちゃんと伝わっていて、そういうような形で公表していただけるようになっているのだなと思うと本当にうれしく思いました。

ちょっと私聞き逃してしまったのかなと思うのですけれども、これは備蓄品とともに防災計画のほうとかも何か分かりやすく発信すると言われていたのでしょうか。もう一度そこのところを教えていただきたいと思います。

○議長（髙谷　茂君）　町長。

○町長（後藤正洋君）　防災備蓄計画の周知と専門職の役割ということの再質問ということでお聞きをいたしました。先ほども答弁いたしましたけれども、１月の広報において備蓄品の内容を写真などで分かりやすく紹介すると同時に備蓄計画の周知も行っていきたいというふうに思っております。再質問の冒頭に五十嵐議員がおっしゃられましたように、今いわゆる町の事業を推進していくためには、福祉、介護も当然そうでありますけれども、同じ方向に同じ目線で向かっていくということは大事かなというふうに思っていますので、そのことを大事にしながら、この防災についても取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（髙谷　茂君）　五十嵐君。

○８番（五十嵐信子君）　ありがとうございました。今回の質問に関しても皆さんの意見の中から質問させていただきました。なので、やはり一つ一つこのようになっていくということが本当にうれしく思います。皆さんとの意見交換とか、そういう部分も町がいろいろな部分で町民と関わっていただいておりますので、ぜひともいろいろなことで酌み取りながらやっていっていただけるとありがたいなと思いまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（髙谷　茂君）　以上で五十嵐君の質問を打ち切らせていただきます。

◇

◎散会の宣告

○議長（髙谷　茂君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

12月９日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

（午後　１時４０分）

地方自治法第１２３条の規定により署名する。

令和７年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員

令和６年第４回当別町議会定例会　第３日

令和６年１２月９日（月曜日）　午前１０時００分開議

議　事　日　程　（第３号）

開　　議

議事日程の報告

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　一般質問

散　　会

午前１０時００分開議

出席議員（１５名）

１番	角田広佑君	２番	海野　学君
３番	芳形幸夫君	４番	櫻井紀栄君
５番	佐々木常子君	６番	佐藤　立君
７番	西村良伸君	８番	五十嵐信子君
９番	山﨑公司君	１０番	秋場信一君
１１番	山田　明君	１２番	古谷陽一君
１３番	島田裕司君	１４番	稲村勝俊君
１５番	髙谷　茂君		

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

説明のための出席者

町長	後藤正洋君
副町長	岡部一宏君
総務部長	長谷川　明君
総務課長	佐藤剛一君
財政課長	石原信登志君
企画部長	乗木　裕君
企画部参与	長谷川道廣君
住民環境部長	種田　統君
福祉部長	森　淳一君
福祉部参与	江口　昇君
経済部長	三上　晶君
経済部参与	吉野裕宜君
建設水道部長	高松悟志君
建設水道部参与	岩城正志君
教育長	三澤吏佐子君
教育部長	山田雅俊君
農業委員会事務局長	山崎　一君
代表監査委員	岸本　護君

事務局職員出席者

事務局長	熊谷康弘	君
次長	玉木聡美	君
係長	中鉢将太	君
主任	角谷光彦	君

◎開議の宣告　（午前１０時００分）

○議長（髙谷　茂君）　おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（髙谷　茂君）　議事日程ですが、さきにお配りをいたしております日程表により議事に入ります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（髙谷　茂君）　日程第１、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

５番　佐々木　常　子　君
１２番　古　谷　陽　一　君

を指名いたします。

◇

◎一般質問

○議長（髙谷　茂君）　日程第２、一般質問を行います。

質問順序は、お手元にお配りをしております一般質問通告一覧により順次行います。

通告４番、角田君の質問であります。

なお、角田君より質問するに当たり資料を配付したい旨議長に申出があり、これを認めましたので、お手元にお配りをしております。

角田君。

○１番（角田広佑君）　おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして２項目、３点、一般質問１回目始めさせていただきたいと思います。

まず１点目、大項目の１つ目ですが、役場におけるハラスメント対策についてご質問いたします。ハラスメントは嫌がらせを意味するハラスが語源であり、文字どおり嫌がらせの行為となります。職場や学校をはじめ、あらゆるコミュニティーにおいてその発生リスクがあります。

ここでお手元、資料１を御覧ください。こちらは、職場で発生しやすいハラスメントの種類の一部をピクトグラムで示したものであります。パワーハラスメント、セクシュアル

ハラスメントなど世間で知られているものに加え、血液型や人種を差別するレイシャルハラスメント、レイハラと呼ばれるものや最新技術の習熟度の遅さを叱責するテクノロジーハラスメント、いわゆるテクハラ、不必要とするタスクを必要以上に押しつけ自主退職に導こうとするリストラハラスメント、リスハラなども該当します。中には喫煙者へのスモークハラスメント、スモハラであったり、個人の臭いに対するスメルハラスメント、スメハラというものも該当するとされています。上司と部下間の優越関係に起因するものはもちろん、同僚間、いわゆるピア関係でも発生するリスクがあります。また、私たち議員が行政機関、行政職員に対する叱責等ももちろんハラスメントに該当するほか、一部報道ではベテラン行政職員が新人職員を小ばかにするような発言をしたりといった事例も伺っております。この点については、お互いに自戒の念を込めつつ根絶に向けて努力することが重要であると考えております。全てのハラスメントは基本的人権である個人の尊厳、相互の信頼を奪う行為であり、自由や平等、そして民主主義という政治の基本理念を脅かす許されざる行為です。私が所属する立憲民主党においてもジェンダー平等対策本部、ハラスメント防止対策委員会によるハラスメント防止対策ハンドブックの作成やハラスメントの被害に遭う、またはハラスメントを目撃した場合の相談窓口を設置するなど対策を強化しているところであります。ハラスメントの防止は、各企業等においてもその対策は大変重要であります。

そこで、町長にお伺いいたします。本町における職員間のハラスメント防止や万が一発生した際の対応手順の整備など、どのような対策を講じているかを伺います。

次に、全国的に話題となっている顧客からのハラスメント、いわゆるカスタマーハラスメントについて伺います。以下、カスハラと呼称させていただきます。

ここで資料２を御覧ください。こちらは、先日札幌市で行われた厚生労働省主催のカスハラ対策の研修において示された資料を一部抜粋したものであります。これによるとカスハラの特徴は、１、セクハラやパワハラと違い法律上の規定がないこと。２、行為者が外部の第三者であること。３、放置すると経営面のみならず職員の休職、離職の要因となり大きな損失となるといった特徴が見られます。さらに、仕事で強いストレスを受けたことによる精神障がいの労災認定は年々増加しており、令和５年度では883件と前年度より137件増加しています。これらを見ましてもカスハラが与える企業等への影響は甚大であると言えます。カスハラは苦情やクレームのうち従業員の人格を否定する発言や暴力、電話等による長時間の拘束、必要以上の過度な要求、ＳＮＳ等への投稿などが該当し、場合によっては脅迫や恐喝、威力業務妨害などの違法行為も見られることから、それらへの対策、対応は健全な業務遂行上必要なことであると認識しております。

そこで、町長にお伺いいたします。職場内でのハラスメント同様カスハラ対策についても大変重要だと認識しております。職員研修の頻度や録音できる電話機の設置など、町ではどのような対策を講じているかお伺いをいたします。

次に、大項目２番目、スクールソーシャルワーカーの配置状況についてお伺いをいたし

ます。過去の議会一般質問や予算審査特別委員会、決算審査特別委員会においても何度か同内容で質問させていただいておりますが、町では令和６年度会計年度任用職員としてスクールソーシャルワーカーの募集を行っている状況ですが、現時点においても配置がなされないまま、つまり空席となっている状態で続いております。町としてはスクールソーシャルワーカーの必要性、重要性を認識しているところから勤務日数を従来の３日から週４日に増加したり、また巡回型を採用し、各校にきめ細やかな対応をすることに配慮するなど努力をされておられることにつきましては敬意を表したいと思います。しかしながら、現時点においての採用、定着しない状況が続いており、その存在の重要性から早急な対応が必要であると認識をしております。

教育長にお伺いをいたします。現時点での採用、定着に至っていない要因として勤務日数や勤務形態、労働条件などのミスマッチが生じていると考えられます。町としては現状どのように分析しているかお答えください。

以上、１回目の質問をお願いいたします。

○議長（髙谷　茂君）　角田君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君）　角田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、職員間のハラスメント対策についてのご質問でありますが、従前より町では毎年実施している課長職、主幹職を対象とした管理能力研修ですとか、メンタルヘルス研修等においてハラスメントへの理解を深め、その対策を学ぶ機会を設けてまいりました。また、最近では令和３年４月に職員に係る懲戒処分の指針を改正し、ハラスメントに関する規定を追加するとともに、令和４年３月には職員のハラスメント防止等に関する要綱を策定し、ハラスメントの防止や問題に対処する体制整備など必要な事項を定め周知をしてきております。

また、カスタマーハラスメント対策についてのご質問でありますけれども、町といたしましては報道等が頻繁に見られる前から生じていた問題だと認識をしております。町では行政対象暴力対応マニュアルを平成23年７月に策定をし、運用を行っており、特に執拗に繰り返されるハードクレームにつきましては組織的に対応することを原則とし、警察ＯＢの会計年度任用職員と情報共有を図り、連携して問題解決に当たっております。また、必要な場合には通話内容を録音する機器の設置も行っているところでもあります。なお、本年９月には一般職員向けの研修会を実施し、担当職員が改めてマニュアルの内容説明を行うとともに、札幌方面北警察署から講師を招きましてハードクレーム対応の事例紹介などを行っていただきました。カスタマーハラスメント対策の取組は、職場環境を守る上でますます重要な要素になると考えられますので、職員に対する暴言や不当要求などにつきましては今後も毅然とした対応を継続してまいりたいと考えております。

以上、角田議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（髙谷　茂君）　教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　それでは、角田議員の一般質問にお答えをいたします。

スクールソーシャルワーカーの配置状況について現時点で採用、定着に至っていない要因についてですが、本年６月の定例会にて角田議員の一般質問にお答えしたとおり、その担い手となる人材の総数自体が不足していることや、本町のみならず他団体でもスクールソーシャルワーカーを必要としており、人材が都市部に集中することが採用に至らない要因であると考えます。この現状を踏まえ改めて分析を行った結果、学校現場では問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけや関係機関とネットワークを構築し、連携、調整を図ることに加え保護者、教職員への支援、相談、情報提供を行える人材の必要性を感じております。そういった人材を配置するためにはこれまでの業務形態を見直し、学校現場を巡回しながら児童生徒、保護者、学校からの相談対応を行い関係機関との連携、調整を図ること、また状況に応じさらに専門的な知識が必要な際には道のスクールソーシャルワーカーに接続するコーディネーターの役割を担う人材の採用を検討したいと考えております。

以上、角田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（髙谷　茂君）　角田君。

○１番（角田広佑君）　ご答弁ありがとうございました。では、それぞれの再質問ですが、まず職員間のハラスメント対策につきましては承知いたしました。引き続き継続して行っていただければと思いますので、いわゆるハラスメントの防止、抑止に尽力していただければと思います。

それでは、カスハラに関しての再質問をさせていただきます。23年７月からそういった行政職の対応のマニュアルがあると、そういったことをご答弁いただきました。また、ハードクレームという表現です。カスタマーハラスメントという言葉がない場合に過度なクレームというところで、これ現在でもその言葉というのは使われている状況があるのかなというのは実はヒアリングの中で伺ったところではあります。それで、６年９月には一般職にも研修をされているということで伺いました。

公務員という言葉ですが、時に公僕と称されることがあります。これは英訳ではパブリックサーバントという表現をしますが、いわゆる公共の奉仕人という意味で訳されることがあります。このサーバントには実は下僕という意味も捉えられていまして、訳すというところになると公共の下僕という言い方を、誤った表現が一部広まって公務員は住民のために尽くすのは当たり前だとか、税金を払っているのだから住民の要求は全部受け入れるべきだといった発言が生まれてしまったと解する文献が見受けられたりもしまして、そういった意味でもカスハラに関しては非常に根深いもの、特に行政職に関してはなかなかそれぞれの認識の違いというのも浮き彫りになっているところかなと感じているところであるわけであります。

そこで、町長に再質問させていただきたいのですが、町においてハードクレーム、いわゆる暴言や恫喝、過度な要求とか長時間のクレームなど現在で言うカスハラに疑われてい

る実例です。数としてはどれぐらい認識されているかお伺いしたいと思います。

○議長（高谷　茂君）　総務部長。

○総務部長（長谷川　明君）　ただいまの角田議員の再質問にお答えをいたします。

具体的な数ということでございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。ご質問にありました明らかに過度な要求、ハードクレーム等への対応につきましては、先ほど町長答弁でも町長が述べたとおり警察ＯＢの会計年度職員を任用しているところでございますが、いわゆる担当部局をまたいだ警察ＯＢの会計年度職員の対応件数で申し上げますと、令和６年度分、11月末現在におきまして今年度９件というふうに承知をしているところでございます。

以上、角田議員の再質問の答弁といたします。

○議長（高谷　茂君）　角田君。

○１番（角田広佑君）　ご答弁ありがとうございます。９件認知ということで、そちら私のほうでもヒアリングした際には伺っている状況。それから、建設水道部のほうでも例年苦情件数というのを承っている中で、令和５年度は計107件の除雪に関するクレームがあったというところも承知をしておりまして、苦情というところは苦情がイコールカスハラというわけではないですけれども、その一部の中でもそういったいわゆる過度な要求だったり、ちょっと通常ではないというところもあったのかなというふうには認識をしておりますので、この町内においても一定数そういった部分はあるかなというところの事実を認識をしたところであります。

さて、ここで当別町以外他の自治体においても本格的なカスハラ対策を行ってきております。まず、北海道では11月26日、北海道カスタマーハラスメント防止条例が制定されまして、令和７年４月１日より施行されます。カスハラ対策の条例としては東京都に次ぐ２例目の条例制定となり、全国初の議員立法での制定となります。また、三重県桑名市ではカスハラと認定した場合には行為者への警告や名前の公表といった罰則規定を盛り込む条例制定を進めているところで、第４回の市議会で上程、可決を目指しているところというふうに伺っております。

ここで資料の３、資料の４を御覧ください。資料３につきましては、札幌市で規定されている札幌市職員カスタマーハラスメント対策基本方針でございまして、札幌市におけるカスハラの基本方針、カスハラの定義と行為、その対応と対策を明文化して規定したもので、資料４につきましてはその啓発ポスターとなっております。それらを役所等に掲出することで札幌市としてカスハラ対策を行っていることを示しているものであります。

さきにも申し上げましたが、カスハラは放置すると職員の休職、離職の要因となり業務の執行上大きな損失となります。我が町においても貴重な人材の休職による離脱、離職による流出は重大な損失を招くものであるため、あってはならないと考えます。

ここで町長に質問いたします。町としても職員を守るためのカスハラ対策において札幌市のようなガイドライン等を制定して町民に広く示す必要があるのではないかと思います。

町長のお考えお伺いしたいと思います。

○議長（高谷　茂君）　町長。

○町長（後藤正洋君）　角田議員の再質問にお答えしますけれども、今札幌市のようなガイドラインを制定する考えはどうかというご質問でありますけれども、先ほども述べましたように行政対象暴力対応マニュアルの運用によりまして、ハードクレーム等につきましては適切な対応が図られておるというふうに考えておりますので、現時点においてこれらの取組を見直すということは考えておりませんが、町民の皆さんへの周知啓発を含めまして町としてさらなる対応が必要と判断した場合には、職員を守る意味からもその導入について検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高谷　茂君）　角田君。

○１番（角田広佑君）　ご答弁ありがとうございました。職員の離脱というところは我々としても寂しい状況もあるし、本当に町の執行上大変影響が大きいと思いますので、ぜひとも前向きにご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、スクールソーシャルワーカーについて再質問させていただきたいと思います。まずは、教育長ご答弁ありがとうございました。分析の中では、やはり各自治体それぞれも人材確保に苦慮しているという状況がうかがえたというところを踏まえ、いわゆる相談の方法であるとか、あとはコーディネーターの配置というところを検討しているところでご答弁いただきました。ありがとうございます。

そこで、先日当別町のスクールソーシャルワーカーに応募された方から実はお話をお伺いすることができました。機会がありまして、ヒアリングをさせていただいたのですけれども、その中で採用面接時に提示された点について以下の要件を示されたと教えていただきました。１つ目、勤務時間は８時45分から16時30分を原則とし、必ずタイムカードを打刻すること。２つ目、電話対応は基本的に役場電話を使用し、私用携帯電話を使わないこと。３つ目、週３回は１校ずつそれぞれ巡回し、残り１日を事務作業日に当て週４日とするという条件であったとのことです。まず、この点については会計年度任用職員の服務規程上の面や予算措置、それから職員の労働環境の観点、今もハラスメントのところでもお話をさせていただきましたが、町側の事情もあるというところで一概に全ての条件提示が誤ったものであるとは私は考えてはいないのですが、そういったところでいうと採用側と求職側のミスマッチ、致し方ない面もあるかなというふうには考えております。また、過去に私がソーシャルワーカーに関する質問をした際に、その後道外のスクールソーシャルワーカー経験者の方から実はお手紙を頂いておりまして、それからあといわゆる調査に、ヒアリングをした大学教授等からもちょっと話を聞いた結果、以下３点いろいろとミスマッチがあるなというのを感じたところがあります。１つ目、自治体正職員での採用は、離職や人事異動によって継続性の担保が課題となること。２つ目、当該自治体の学校数や規模によって配置職員や日数は柔軟な対応を取るべきであること。３、資格や養成課程修了

よりも経験ある職員が配置される傾向にあることといったご指摘、ご意見を頂戴したところであります。

ここでお手元、資料５番を御覧いただきたいと思います。過去私の質問などで、社会福祉士や精神保健福祉士は４年制大学を卒業して受験資格を取得して、国家試験に合格することで取得することができる大変ハードルの高い資格であるということをご説明させていただきました。その上で日本ソーシャルワーク教育学校連盟においてスクールソーシャルワーク養成課程認定制度を制定しておりまして、国家資格取得後、この教育課程を修了することでスクールソーシャルワーカーの養成を行っている現状というのはあります。つまりスクールソーシャルワーカーの即戦力を養成しているところなのです。ただ、一方で当別町を含めたスクールソーシャルワーカーの採用条件においては、ちょっと読み上げますが、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者、またはこれに準ずる教育や福祉に関して専門的な知識、技術を有し、教育や福祉分野において活動経験を基に関係機関と連携することができる者と規定しているほか、経験者を優遇しているというところがありまして、国家資格取得や養成課程の修了が必ずしも条件になっていない現状というのはあります。今月の広報とうべつにも募集についての掲示がなされて、そのような同様の条件等が書かれていたところであります。

これまでのヒアリングや調査を踏まえまして、現在の課題を資料６にまとめております。まず、勤務時間についてですが、私今議員ですが、ソーシャルワーカーとして働いていた経験上等々の話をしますが、対象者はここではあえてクライアントと評します。呼称しますけれども、クライアントとその親の生活状況に介入することがやっぱりあります。いわゆる危機介入というところの表現になるのですけれども、そういった場合必ずしも役場の勤務時間によらない、例えば時間外や休日の対応など柔軟な対応が必要となる場合があるわけであります。また、昨今の通信インフラ事情や対応の即時性において携帯電話等の通信は不可欠です。これについては、学校問題をクライアントらはほかの職員に知られたくないであるとか、この人にだけは話したいという信頼関係、ラポール構築と表現しますが、信頼関係の構築に資するところもあるほか、昨今では電話よりもＳＮＳ通信アプリ、そういったいわゆる文字を使って送受信をしていたほうが気軽に話しやすいと、そういったメリットもあり、最新の通信ツールの利活用は不可欠であると分析をしております。

さらに、ここは私も一つ考えるところはあったのですけれども、教育課程、養成課程を修了した若手のスクールソーシャルワーカーよりも経験豊富な職員が決まった時間に就業せず、ある程度フレキシブルに対応できるほうが働き方がマッチングするのではないかと考えております。

以上の点を整理しまして、過去私は質問において正職員採用を求めたところではあったのですが、求人サイトを見ましても各自治体の求人情報が羅列されている現状、それから求人を出しても定着せず苦慮している状況もあり、その点も踏まえると正職員採用というのは難しく、私自身もその点の考え方を改める必要があるのかなと思ってこの場ではそう

いったところで考えているところを表現したいと思っております。

この点を踏まえまして教育長に再質問したいと思います。この状況を踏まえて、町のスクールソーシャルワーカーの採用において資料６のような柔軟な対応を施すお考えはあるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（髙谷　茂君）　教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　それでは、角田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

会計年度任用職員として採用する以上は、やはりご指摘のとおり一定のルールに基づきまして勤務の条件をまずは提示するということは必要になるかなというところかというふうに思います。その上で、規則の範囲内で柔軟な対応につきましては検討の余地があるというふうにこちらも考えております。それを前提にして資料６を拝見いたしますと、必ずしも全てがミスマッチということにはなりにくいかなというふうに思います。特に学校につきましては特殊な事情があるところでございますので、そこの中で経験者、学校の中でのいろいろな問題について、また学校の組織に対してある程度の経験があるということについてはやはり必要な部分であるというふうに私どもは考えておるところでございます。

○議長（髙谷　茂君）　角田君。

○１番（角田広佑君）　ご答弁ありがとうございます。非常に経験というところを加味する場合というので、一つやっぱり条件として出てくるのが学校教員の経験であるとか、学校で勤務していた経験というところで、そういった部分が即戦力になるというのは非常によく分かる話でございます。ただ、当然学校教育も今、月から金、土日は基本的には学校はないという状況の中で、例えば連絡のやり取りの部分については親御さんの事情によっては平日ではなくて休日、週末というところもやっぱりあるかなと思いますので、その点についてはご検討いただく余地はあるのかなというふうには考えております。

そして、もう一点再質問させていただきたいと思います。北海道では調べたところ事例はなかったのですが、東京都では都ではないのですけれども、一般社団法人においてスクールソーシャルワーカーの派遣事業、これを行っているところがあります。自治体単位での配置が難しい場合、そのようなアウトソーシングというのも現状の打開策の一つであると考えます。アウトソーシングのメリットとしては、自治体職員採用によるコスト削減見込まれるほか、民間事業者のノウハウや創意工夫、弾力性のある対応を望むことができます。結果クライアントに対しての質の高い支援の提供を望むことができ、選択肢の一つではないかと考えます。

教育長にお伺いいたします。既存の採用枠、いわゆるこういった年度職員の部分だけにとらわれずに、ただいまお示ししたような法人への外部委託みたいなお考えはあるかお伺いしたいと思います。

○議長（髙谷　茂君）　教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　角田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

法人への外部委託等の考えはあるかというお話でございますけれども、派遣という意味

では先ほど答弁をしたとおり、現在は北海道に登録をされているスクールソーシャルワーカーを積極的に活用していくという考えであります。また、当別で派遣が可能な事業者について現在のところ私ども把握はしておりませんけれども、そういった事業者があればまずは情報を収集してお話を聞くところから始めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（髙谷　茂君）　角田君。

○１番（角田広佑君）　ありがとうございます。私も随時いろんなところでアンテナを張っていますので、もし得られるものがあれば共に共有できればと思いますので、よろしくお願いいたします。質問は以上となります。

最後になりますが、先日の道新記事におきまして前年度と比べた町内に訪れた外国人数が伸び率21倍ということで、また２年連続市町村別で全国１位を記録したと記事がありました。記事ではロイズのカカオ＆チョコレートタウンの来訪者が要因としておりますが、昨日道の駅も年間100万人を突破し、セレモニーが行われたり、観光振興を軸とした町の戦略も要因であると私は考えておりまして、町を挙げての対応に敬意を表したいと思います。

これを機に本町地区への流動を狙ったより一層の振興策をご期待したいと思うことをお願い申し上げまして、私からの一般質問以上としたいと思います。ありがとうございました。

○議長（髙谷　茂君）　以上で角田君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告５番、山﨑君の質問であります。

山﨑君。

○９番（山﨑公司君）　議長の許可をいただきまして、通告書に基づき今日は２項目質問させていただきます。

その前に一部ちょっと訂正がありますので、事前に申し上げておきます。通告書の２番目のいじめ、不登校の実態と対応についての通告書の中で、終わりのほうで不登校は児童生徒とも16.6％増というふうに記帳しておりますが、私の転記ミスでした。児童は22.8％増、生徒は13.9％増という道内の数字でございますので、これを訂正していただければと思います。

それでは、２項目、１項目めは太美駅構内の整備と充実、２項目めはいじめ、不登校の実態と対応について質問させていただきます。１項目め、太美駅構内の整備と充実について。1934年、昭和９年に11月20日、蒸気機関車が開通し、石狩太美駅が開業、今年で90年の節目となります。先日20日には太美町発祥90周年記念の記念式典も開催されております。西当別地区の人口も札幌に近く、昨年度移住者の件数がたしか80件と記憶しておりますが、そのうち75％が太美地区であり、子育て世代を中心に移住が進み、直近の人口も町全体の40％になり、電車の利用客も拡大しております。多くの住民の要望から太美駅構内の課題

について３点質問いたします。

１点目、1983年、昭和58年、跨線橋が設置され、既に40年経過しておりますが、全体の汚れが目立ち、冬期間の階段は滑りやすく、その対策が必要であります。一部けがする人もいると聞いております。また、高齢者、身障者のエレベーターが必要で検討できないのか伺います。

２点目、駅北口には20台ほどの駐車場が整備されております。南口については駐車場がないため、ＪＲ北海道敷地に駐車している状況であることから、ＪＲの利用促進のためにも駐車場を整備するよう要望できないのか伺います。

３点目、南待合室に冬期間、冬の間暖房設備の設置ができないのか伺います。

次の質問です。２項目め、いじめ、不登校の実態と対応について。文部科学省の問題行為、不登校調査によると道内で2023年度に認知されたいじめは、小学校44.4％増の４万9,149件、中学校が37％増の6,194件と発表されております。また、道内の小中学校で病気や経済的理由を除き年間30日以上欠席した不登校の児童は22.8％増の4,579人、生徒は13.9％増の9,782人と11年連続の過去最多を更新していると報道されております。いじめ、不登校の実態について６点質問いたします。

まず１点目、町内の小中学校のいじめ、不登校の実態について伺います。

２点目、不登校の実態について教員が把握している事実を教育委員会として入手している内容はどのようなものか。

３点目、不登校の増加が続く中で子どもが学ぶ権利を保障するためには、不安や悩みに対応できる体制を拡充することが重要と思いますが、見解を伺います。

４点目、学校内外で安心して過ごせる場所のほか、学校以外で学べる選択肢も充実させる必要があると私は思います。具体的な対応について伺います。

５点目、不登校の原因を正確に把握し、適切にサポートすることが重要と思っております。改善策としてカウンセリングや家庭との連携が考えられますが、具体的にはどのように対応しているのか伺います。

６点目、教員だけでは対策を進めるのは不十分で、心理、福祉、医療の専門機関などと連携して解決する体制づくりが求められると思いますが、考え方を伺います。

１回目の質問を終えます。

○議長（髙谷　茂君）　山﨑君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君）　山﨑議員の一般質問にお答えをいたします。

太美駅の施設整備についてでありますけれども、ご質問の３項目につきましては、いずれも駅の施設整備に関する内容でありますので、ＪＲ北海道で検討されるものと考えております。町といたしましては､バリアフリー化など駅を安全に利用できるようこれまでも要望は続けており、令和４年には太美駅北口、南口のスロープや待合室が設置され、利便性や安全性の向上が図られたところであります。ＪＲ北海道の経営状況や太美駅の利用状

況を考慮いたしますと、現時点で新たな施設整備は非常に厳しいものと思っておりますが、学園都市線に関しましては快速化、複線化、運賃体系の見直しなど継続的な案件と併せ、駅施設の充実に向けて必要となる事項につきましては、ＪＲ北海道への要望を続けてまいりたいと考えております。

以上、山﨑議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（髙谷　茂君）　教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　それでは、山﨑議員の一般質問にお答えいたします。

いじめ、不登校の実態と対応についてですが、今年度直近の数字で申し上げますと、いじめ認知件数は３校合わせて69件となっています。いじめ認知件数とは、いじめの前段階となるもので、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のため、各学校は積極的に認知を進めているところであります。また、不登校傾向を含めた児童生徒数は31名となっております。

次に、不登校の実態については、学校と情報を共有しており、主に病気における体調不良や学業不振から不登校となる傾向が見られております。

次に、子どもの学ぶ権利を保障し、不安や悩みに対応できる体制としてスクールカウンセラーの派遣による教育相談を進めながら関係機関との連携を深め、不安や悩みに寄り添う体制づくりに努めております。

次に、学校以外で学べる選択肢として、登校が難しい児童生徒に対して安心できる居場所を提供し、学習や活動、相談を通じて社会的自立を目指すことを目的に、教員資格を持った職員で対応を行う町内２か所目となる校外教育支援センターを開設いたしました。学習以外にも社会見学や調理体験などにも取り組み、子どもたちの学びの場を広げております。さらに、校外だけでなく町内３校の校舎内に校内教育支援センター、からふるを開設し、児童生徒一人一人の状況に応じた心と学びの支援体制を拡充させております。

次に、不登校の原因を把握し、適切なサポートを行うために教職員の日常的な教育相談や生活アンケートを実施し、子どもたちのＳＯＳの早期発見に努めております。それ以外にも子どもたちの心の悩みに素早く対応するため、ＩＣＴを活用したＷＥＢＱＵを導入することで学級集団の状況も含めデータに基づいた客観的な分析を行い、組織一体として不登校等の未然防止、早期発見に役立てる取組を進めております。

次に、専門機関との連携についてですが、教員だけでは対応し切れない場合もあり、専門機関との連携は欠かせません。そのため今後も学校、家庭、地域、関係機関と連携し、子どもたちの心と学びの支援に努めてまいります。

以上、山﨑議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（髙谷　茂君）　山﨑君。

○９番（山﨑公司君）　答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

太美駅構内の整備と充実にということで答弁のほういただいておりますが、１番のことで３つともＪＲに関しているのでという形の答弁だったと思いますが、この３点とも非常

に地元住民から不便であるということの要望でございます。先ほどこれはＪＲのことだからということで答えられましたが、具体的にこのような要望は以前からあったのですが、最近ではＪＲとの打合せ、その辺はいつ頃なさっておりますか。

○議長（髙谷　茂君）　企画部長。

○企画部長（乗木　裕君）　ただいまの山﨑議員の質問にお答えします。

ＪＲ北海道への要望につきましては、道、国と通じまして石狩管内期成会という形でありますけれども、今年、令和であれば６年７月に文書で要望事項上げてございます。

以上です。

○議長（髙谷　茂君）　山﨑君。

○９番（山﨑公司君）　内容はどのような要望、今私が言ったようなもの、あるいはほかにプラスがあっての要望、その具体的な内容についてお教えください。

○議長（髙谷　茂君）　企画部長。

○企画部長（乗木　裕君）　山﨑議員のご質問にお答えします。

具体的な内容ということでございますけれども、何点かございます。まず、札幌駅から医療大学駅までの快速電車の運行及び全線の複線化。２点目として、通勤、通学帯に配慮したダイヤの編成。それと３点目、鉄道敷地及び沿線の環境整備。これは、バリアフリー化も含みます。あとは、あいの里公園駅で止まっている便を医療大学駅まで延長していただくとかいった内容となってございます。

以上です。

○議長（髙谷　茂君）　山﨑君。

○９番（山﨑公司君）　内容今分かりましたが、１点目で質問しているこのエレベーターの必要性というのについて、これ40年経過して皆さんもご存じでしょうけれども、冬あそこ階段上がるだけでも何か怖くなるような。それと、当別駅はたしか1999年、今から25年前こういう身障者ということで、高齢者、身障者向けということで、エレベーターが必要だということで実施されてもう25年経過しております。太美地区も先ほど申しましたように非常に若い人の乗降客は多くなっているのですが、このエレベーターに関してはどのように説明して、またどのような認識で町としては思っておりますか。

○議長（髙谷　茂君）　企画部長。

○企画部長（乗木　裕君）　山﨑議員の質問にお答えしたいと思います。

エレベーターの設置に関しましては、バリアフリー化の一環として要望を上げてございます。具体的に言いますと、平成30年８月には再度要望を重ねているといったことでございます。基本的に設置に関しましては、費用的に非常に高額になるといったところから、継続した協議を続けていこうということで財源の確保に向けて協議を進めているといった状況でございます。

以上です。

○議長（髙谷　茂君）　山﨑君。

○９番（山﨑公司君）　分かりました。２点目の質問の中で、現在たしか太美駅北口は20台ぐらいのスペースでフルに満車になっております。ロイズタウンが２年前に設置されて、そこには昨日あたり見ていても大体25台ぐらい朝駐車されて、30台のうち25台ぐらいされております。南口昨日も確認してきておりますが、当別駅管理ということで２台分ありますが、それ以外は先ほど言いましたようにＪＲ北海道の敷地で結局住民利用者は勝手に止めているような状況でありますけれども、そういったことは継続するのではなくて、やはりＪＲのほうからこの土地を南口の利用者に駐車できるようにはっきりとお借りしたいと。あるいは、町独自で敷地を求めて南口の利便性を高めるという考えはございませんか。

○議長（髙谷　茂君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時４９分

再開　午前１０時５４分

○議長（髙谷　茂君）　再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君）　山﨑議員の再々かな、質問にお答えをいたしますけれども、いろいろとご質問をいただいていましたことにつきましては、太美駅そのものの改良ですとか、あるいは南口のスロープですとか、待合所ができたりですとか、要は跨線橋を渡らなくても札幌駅の列車に乗れるというような状況ですとか、今ご質問いただいておりました駐車場の問題につきましても、ロイズタウン駅ができまして、あそこの駐車場を利用されて通勤、あるいは通学はないのかな、利用されるという方が増えているのではないかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、そういった実態を踏まえる中で今後ＪＲとも協議をする中で町としてどうあったらいいかということについては協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（髙谷　茂君）　山﨑君。

○９番（山﨑公司君）　今の件分かりましたが、やっぱり心配なのはあそこを利用している住民がＪＲの敷地だという認識がない人が多いと思うのです。これは当別町の敷地だと。ですから、もし仮にそこで事故あった場合、何か車に事故とか、そういった場合は賠償責任が当然出てきますよね、何かあった場合。ですから、町民にもあそこは当別町の管理するところではないから、止めないでくださいぐらいのものがないと、そういった誤解が生じることありませんか。

昨日も私、５時頃ですけれども、当別町駅管理、２台のうち１台、その横に５台止まっていました。向かい側には、ここは有料ですと。ですから、ここには止めないでくださいというものの全て車持っている人だけでなく、いろんな人が南口利用しているのですが、

あるいは送ってくる場合もあるだろうし、全てロイズタウンのほうに今、昨日は確認したところ25台ぐらい止まっておりました。ですから、太美駅の南口をどうするかということをやっぱり行政としてしっかりと町民にも告知するし、またＪＲとも確認するといったことを私必要ではないかと。年に１回打合せ、今日、今年６月にされたということでしたけれども、一番肝腎なところはどこの敷地か分からないときにどこに、分からないわけですね、町民は。ここはＪＲのあれなのか、北口と同じような感覚で私止めていると思うのです。その辺は、特に何も告知する必要もないという認識ですか。

○議長（髙谷　茂君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時５７分

再開　午前１１時０５分

○議長（髙谷　茂君）　再開します。

企画部長。

○企画部長（乗木　裕君）　お時間いただきまして、ありがとうございます。山﨑議員の質問にお答えします。再々質問になります。

ＪＲ敷地の使い方の関係についてというご質問というふうに解釈しておりますけれども、あくまでも敷地は敷地ということでございますが、引き続きＪＲ北海道さんとの協議の中で安全に利便性のほう損なわれないような使い方について協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（髙谷　茂君）　山﨑君。

○９番（山﨑公司君）　分かりました。引き続き定期的な打合せ、住民の声を反映するようにお願いしたいと思います。

この太美駅構内の整備と充実にこだわってお話ししているのも、前回私はスウェーデン大通のお話をしました。今町道の中では、町内で一番この交通量が多くなっている17線でございます。駅についてもこだわっておりますのは、ご存じのように３年後に北海道医療大学の移転が決定して１年経過しております。先日も太美発祥90周年式典を終えて、今後の太美地区の状況を考えた上でいろいろと質問しているのですが、現在学生とか教職員が１日4,000人から5,000人電車を利用しているというふうに聞いております。移転するとこれがゼロになるわけで、太美駅の利用が当別よりも格段多くなるということもＪＲから私聞いております。ですから、この利用者にはかなり影響が予想されます。先ほど快速、それから複線化、いろんなお話の改善をお話ししているという報告ありましたけれども、やはり町民が今心配しておるのはそれだけの、１日四、五千人の利用者が減るということは、ひょっとしたらＪＲの経営状態、経営方針からいくと今１時間に３本電車が走っておりま

すが、昔のようにあっても１本ぐらいになってしまうのではないかと。あるいは、バスに替わってしまうのではないかと非常な影響を心配する声が出ております。ですから、当然１年経過している医療大学のいろんな問題点についても我々議会としても正式な報告は一切今のところありませんけれども、町民の交通手段の電車、バス、早めにいろいろと対策を検討しておいたほうが私はよろしいのではないかなと思います。

この件については終えますが、次、引き続いていじめ、不登校の実態、対応についてお話しいたします。１点目、いじめ、不登校の、実際小中学校の、かなり私としても聞いて、あれ、こんなにあるのかなという印象ありましたけれども、１点目の中でいじめの中で心身に重い被害を負ったり、長期欠席を余儀なくされたいじめの重大事態というのはこの中には発生しておらないでしょうか。

○議長（髙谷　茂君）　教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　山﨑議員の再質問にお答えをいたします。

いじめによる重大事態の発生は、現在報告されておりません。

○議長（髙谷　茂君）　山﨑君。

○９番（山﨑公司君）　分かりました。うれしいというか、各道内、全国でもこの重要ないじめというのが非常に多々あるのだという中でいろんな努力というか、中でそういった今に至っていないというのは大変安心しております。

それでは、４番目の中で学校内外で安心して過ごせる場所云々ということですが、先日ちょっとこれ新聞見ていましたら、こんな状況がありました。不登校傾向にある児童生徒に働く体験してもらう試みが先日大阪で行われたと、新聞の結構大きなスペースでございました。商業施設内で週１回、１か月間仕事に就いたり、学んだりして、スタッフと一緒にいろんなことをやってその喜びというか、体験させることによって不登校というか、少しでも緩和されるというような記事でした。実際いろんな形でやられていると思いますが、そういった今参考事例ですけれども、その辺は、教育長、どのようにお思いですか。

○議長（髙谷　茂君）　教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　今のところそこまで発展的なことにつきましては、やれる状況ではありませんけれども、ただお子さんの状況に合わせまして校外の学習であったり、それから体験活動等も少しずつ行えるような状況になってきております。そういう中で進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（髙谷　茂君）　山﨑君。

○９番（山﨑公司君）　ぜひ参考事例というか、成果が出ているということですので、機会があれば前向きに検討願えればと思います。

それから、５点目の質問の中で不登校の原因を正確に把握して適切にサポートすることは重要だということでいろいろと改善策を言っていただきましたが、実際社会全体、地域全体で生徒を見守って成長するということで、学校関係者と家庭、地域との連携が私必要だと思っております。子どもの教育については、私は以前からやっぱり保護者の責任が最

も大きいというふうな認識ですが、地域を含めた家庭との連携強化が重要と思いますが、現在この当別町ではＰＴＡや地域の関係団体と学校とどのような取組でこういったことに対応しているのか伺います。

○議長（髙谷　茂君）　教育長。

○教育長（三澤吏佐子君）　それでは、山﨑議員の再質問にお答えしますけれども、ＰＴＡは昔から密着したところで、いろいろな機会を通じまして子どものことについてお話をいただいているところでございますけれども、さらに今充実してきていますのがＣＳ、コミュニティ・スクールの取組であります。２年ほどコロナのことがありまして活動が止まっていたところでありますが、それが今年になりまして西のほうも、それから本町地区のほうも非常に活発に動き始めております。そういう中でＣＳの委員さんたちも熟議という形で集まっていただいて、学校の先生方も含めて自分たちに何ができるのか、どんなサポートが学校に対してできるだろうか、子どもたちにできるだろうかというところを熱心にお話しいただいているところでございます。そういうことも今の山﨑議員のご質問のお答えになるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（髙谷　茂君）　山﨑君。

○９番（山﨑公司君）　うれしいといいますか、頼もしいというか、引き続き頑張っていただきたいと思いますが、やはり当別の教育というもの、一貫校をはじめ教育熱心でということで、子育て世代も非常に多く移住してきております。当然いじめ、不登校も関係者、先生はじめ本当大変だと思います。ただ、これをゼロにすることはなかなか、その不登校についてもいろんな理由があります。単なる学校が嫌だというのもいろんな理由が私あると思います。でも、やっぱり教育で子どもを成長させているところで教育委員会としても、また教員の先生方も最大限努力していると思いますので、引き続きこのいじめ、不登校の実態については今以上に努力していただくことをお願いして私の質問を終了します。

○議長（髙谷　茂君）　以上で山﨑君の質問を打ち切らせていただきます。

◇

◎散会の宣告

○議長（髙谷　茂君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

明日は午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労さまでした。

（午前１１時１５分）

地方自治法第１２３条の規定により署名する。

令和７年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員

令和６年第４回当別町議会定例会　第４日

令和６年１２月１０日（火曜日）　午前１０時００分開議

議　事　日　程　（第４号）

開　　議

議事日程の報告

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　総務文教常任委員会報告

（道外所管事務調査の実施について）

第　３　産業厚生常任委員会報告

（道外所管事務調査の実施について）

第　４　産業厚生常任委員会報告

（新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書採択を求める請願）

第　５　報告第　１号　専決処分の承認を求めることについて

（令和６年度当別町一般会計補正予算（第４号））

第　６　報告第　２号　専決処分の承認を求めることについて

（当別町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について）

第　７　議案第　１号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

第　８　議案第　２号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

第　９　議案第　３号　令和６年度当別町一般会計補正予算（第５号）

第１０　議案第　４号　令和６年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第１１　議案第　５号　令和６年度当別町水道事業会計補正予算（第１号）

第１２　議案第　６号　令和６年度当別町下水道事業会計補正予算（第１号）

第１３　議案第　７号　町の区域の設定について

議案第　８号　当別町行政推進員条例の一部を改正する条例制定について

第１４　議案第　９号　とうべつ学園エアコン設置工事請負契約について

閉　　会

午前１０時００分開議

出席議員（１５名）

１番	角田広佑君	２番	海野　学君
３番	芳形幸夫君	４番	櫻井紀栄君
５番	佐々木常子君	６番	佐藤　立君
７番	西村良伸君	８番	五十嵐信子君
９番	山﨑公司君	１０番	秋場信一君
１１番	山田　明君	１２番	古谷陽一君
１３番	島田裕司君	１４番	稲村勝俊君
１５番	髙谷　茂君		

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

説明のための出席者

町長	後藤正洋君
副町長	岡部一宏君
総務部長	長谷川　明君
総務課長	佐藤剛一君
財政課長	石原信登志君
企画部長	乗木　裕君
企画部参与	長谷川道廣君
住民環境部長	種田　統君
福祉部長	森　淳一君
福祉部参与	江口　昇君
経済部長	三上　晶君
経済部参与	吉野裕宜君
建設水道部長	高松悟志君
建設水道部参与	岩城正志君
教育長	三澤吏佐子君
教育部長	山田雅俊君
農業委員会事務局長	山崎　一君
代表監査委員	岸本　護君

事務局職員出席者

事務局長	熊谷康弘	君
次長	玉木聡美	君
係長	中鉢将太	君
主任	角谷光彦	君

◎開議の宣告　（午前１０時００分）

○議長（髙谷　茂君）　おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（髙谷　茂君）　議事日程ですが、さきにお配りをいたしております日程表により議事に入ります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（髙谷　茂君）　日程第１、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

５番　佐々木　常　子　君
１２番　古　谷　陽　一　君

を指名いたします。

◇

◎総務文教常任委員会報告

○議長（髙谷　茂君）　日程第２、総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員会委員長から、令和６年度道外所管事務調査について報告の申出がありましたので、これを許します。

山﨑委員長。

○総務文教常任委員会委員長（山﨑公司君）　総務文教常任委員会報告書。

総務文教常任委員会は、令和６年度道外所管事務調査を実施したので、次のとおり報告する。なお、復命書、関係資料等については、議会事務局に保管している。

記、１、日程、令和６年11月５日から令和６年11月７日、２泊３日。

２、研修地、東京都江戸川区、千葉県流山市、神奈川県横須賀市、神奈川県三浦郡葉山町。

３、研修項目、（１）、生成ＡＩの導入による業務効率化と行政サービスの向上。

東京都江戸川区では、業務効率化や区民サービス向上を目的とし、東京23区内で初めて生成ＡＩを導入し、利用を開始した。生成ＡＩを安全かつ適切に活用するため、個人情報

等の取扱いを禁止する「利用ルール」の策定やシステム制限による個人情報等の流出防止、利用者向け「必須研修」の実施等、セキュリティー確保のための重層的な対策を行っている。今後の取組として、情報漏洩のリスク防止を目的としたＬＧＷＡＮ環境で稼働する生成ＡＩの検討や、情報の正確性担保などからＲＡＧ（検索拡張生成）機能つきの生成ＡＩなどが検討されている。

区民向け生成ＡＩサービスとしては、令和６年２月に公式ホームページをリニューアルし、「Ｃｏｇｍｏ　Ｓｅａｒｃｈ」を導入した。ＡＩ検索の導入により、検索精度の向上や複数のコンテンツから情報を集約することができる。リニューアルの結果、利用者の再検索率の向上や絞り込んだ検索が増加し、職員においても分かりやすい表現を意識したコンテンツの作成など意識改革につながった。

（２）、流山おおたかの森駅周辺地区整備とまちづくりについて。

千葉県流山市では、2005年の「つくばエクスプレス」開通による交通の利便性向上に伴う宅地開発や大型商業施設のオープンが進み、2016年から６年連続で全国の市の中で「人口増加率」首位を達成するなど、10年間で約4.2万人が増加している。

流山おおたかの森駅周辺においては、まちなみづくり指針や地区計画、景観計画、流山市広告物条例の制定などにより商業施設や道路、公園等が計画的に整備され、暮らしやすいまちづくりが進められた。

また、流山市では子育て支援として、「駅前送迎保育ステーション」の設置や認可保育園の新設・増設など働きながら子育てをできるまちを目指した取組も実施している。

（３）、横須賀市における生成ＡＩの活用について。

神奈川県横須賀市では、今後の人口減少を見据え、行政サービスの効率化及び住民サービスの向上を目指し、全国の自治体で初めて生成ＡＩを導入した。職員の利用普及に向け、利用促進ガイドの定期発行や職員の活用スキルの底上げを図るためのオリジナル研修の実施、活用コンテストなど内部イベントを継続して実施した。

住民向け活用としては、生成ＡＩを活用した市長アバターによる英語での情報発信やメタバース内での音声対話型ＡＩの展開など、横須賀市特有の課題に生成ＡＩが活用されている。

なお、他自治体との連携する取組も行っており、横須賀市で運営している生成ＡＩの情報を全国に発信するポータルサイト「自治体ＡＩ活用マガジン」には本町も参加し、情報発信及び情報交流を行っている。

（４）、移住定住の取組について。

神奈川県三浦郡葉山町は、民間企業の「住み続けたい街ランキング」において2022年から２年連続の１位を達成した自治体である。人口の緩やかな減少と急激な高齢化などが行政課題であることから、2015年、インスタグラムの自治体の公式アカウントとして町の情報発信を推し進め、移住・定住促進の取組を開始した。町とフォロワーの双方向からコミュニケーションを図ることで新たな町の魅力を発掘するなど、町公式アカウントのフォロ

ワーを巻き込んだ取組を進めている。人口の推移としては、インスタグラムを開始した翌年から社会増に転じ、以降も社会増が続いている。

各自治体において、担当者から研修項目の説明を受け、その後質疑や意見交換を交え、研修を実施した。

４、出席者、総務文教常任委員会委員及び議長７名、随行職員２名、計９名。

以上、本委員会の報告とする。

令和６年12月10日、当別町議会議長、髙谷茂様。

総務文教常任委員会委員長、山﨑公司。

○議長（髙谷　茂君）　これで総務文教常任委員会報告を終了します。

◇

◎産業厚生常任委員会報告

○議長（髙谷　茂君）　日程第３、産業厚生常任委員会報告を行います。

産業厚生常任委員会委員長から、令和６年度道外所管事務調査について報告の申出がありましたので、これを許します。

五十嵐委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（五十嵐信子君）　産業厚生常任委員会報告書。

産業厚生常任委員会は、令和６年度道外所管事務調査を実施し帰庁したので、下記のとおり報告する。なお、復命書、関係資料等については、議会事務局に保管している。

記、１、日程、令和６年10月15日から10月17日、２泊３日。

２、研修地、山形県米沢市、山形県南陽市、山形県東根市、秋田県湯沢市。

３、研修項目、（１）、空き家マッチング制度及び米沢ブランド戦略について。

米沢市では、空き家マッチング制度と米沢ブランド戦略について研修した。

空き家マッチング制度では、一般の市場に流通しないような物件まで対象を広げ、市が空き家利活用希望者から情報を収集し、空き家データベースから条件に合う物件を探し、物件所有者と利活用希望者を仲介する取組が行われていた。

さらに、空き家の除却や修繕に対する補助金など、独自の取組も進められていた。

米沢ブランド戦略では、「米沢品質」という市民と共に決めたブランドスローガンの下、サービス・観光・文化・行政等、様々な分野で品質の向上を図り、町全体の付加価値を向上させる取組が行われていた。

また、継続的な品質向上の取組を「来訪者の増加」、「企業進出による雇用の拡大」、そして「定住人口の増加」に結びつけるため、表彰制度を導入するなど工夫もされていた。

（２）、にぎわい創造活性化施設（南陽市文化会館）について。

南陽市では、全国初となる大型木造耐火文化ホール「南陽市文化会館」を平成27年に整備した。特に大ホールは「世界最大の木造コンサートホール」として当時のギネス世界記

録に認定されている。

周辺自治体からの来館者も多く、全国規模のツアーのコンサート会場で使用されるなど、来館者数は延べ100万人を超えている。

また、建設には地元産の杉材の使用や最先端の耐火技術の採用、再生可能エネルギーの導入による省エネルギー化など、産業の活性化につながる取組も行われていた。

（３）、子育て支援事業について。

東根市では、子育て支援事業について東根市総合保健福祉施設を拠点に、子育て世帯に特化した取組を行い、社会人口の増加を実現している数少ない自治体の一つである。令和元年度から始まった「子育て応援新５つ星事業」では、子ども医療費無料化事業の拡充（高校３年生まで拡大）や、小児インフルエンザ予防接種助成事業など、子育て世帯の負担軽減策を行っている。

また、施設の老朽化を契機に、保健福祉の拠点施設となる「東根市総合保健福祉施設さくらんぼタントクルセンター」を建設した。ここでは、子育て支援エリア、保健福祉エリア、福祉エリア、医療エリアなどの６つのカテゴリーを一つの施設でサービスを受けられる。特に、子育て支援エリアには、保育所や子育て支援センター、屋内大型遊戯施設「けやきホール」が設けられており、ワンストップで子育て世帯の支援を展開している。

（４）、ビジネス支援センターゆざわの取組について。

湯沢市では、事業者の売上低迷や人口減少に伴う産業衰退に歯止めをかけるため、ビズモデルと呼ばれる高度な経営支援の手法を取り入れたビジネス支援センター「ゆざわ―Ｂｉｚ」を市の独自予算で開設。

支援の鍵となるセンター長には相当額の報酬を用意し、公募により優秀な人材を確保している。

ビズモデルは「知恵とアイデアで売上げを伸ばす」をコンセプトにしており、センターでは売上向上や販路拡大のほか、新商品開発、起業・創業などあらゆる相談に対して、具体的なアイデアを提供する伴走支援に取り組んでいる。相談は無料で何度でもでき、リピート率や相談満足度は高いとのことであった。

その他、運営体制や支援事例について説明を受けた。

４、出席者、産業厚生常任委員会委員及び議長７名、随行職員２名、計９名。

以上、本委員会の報告とする。

令和６年12月10日、当別町議会議長、髙谷茂様。

産業厚生常任委員会委員長、五十嵐信子。

○議長（髙谷　茂君）　これで産業厚生常任委員会報告を終了します。

◇

◎産業厚生常任委員会報告

○議長（髙谷　茂君）　日程第４、産業厚生常任委員会に付託しておりました新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書採択を求める請願について、委員長の報告を求めます。

五十嵐委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（五十嵐信子君）　産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された請願について、令和６年９月５日、９月26日、12月５日、12月９日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書採択を求める請願。

新型コロナウイルス感染症に関して2023年の５類移行後も行われていた治療薬の公費負担や入院費の自己負担を軽減するなどの支援制度は、2024年３月末で終了した。

新型コロナウイルス感染症が発生した当初、感染拡大や重症化防止のため検査や治療代は公費負担であったが、現在は感染対策や治療法も確立しつつあることから、特例的な公費負担は終了している。

しかしながら、ワクチン接種の高額な自己負担や治療薬がインフルエンザの治療薬と比較して高額となることから、支援制度の終了に伴い、特に経済的に厳しい方々が処方や接種を控えることも懸念される。

このようなことから、国民の健康を確保するためにも経済的負担を軽減する措置として補助の創設やワクチン接種費用の負担軽減など、国の責務において可能な限り実現されたい。

また、国はワクチンの有効性や安全性について公式見解を発表しているが、引き続き透明性を持って公表すること。

さらに、副反応による健康被害に対する対応の遅れも危惧されることから迅速な救済対策の検討が必要であると考える。

よって、本件、採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和６年12月10日、当別町議会議長、髙谷茂様。

産業厚生常任委員会委員長、五十嵐信子。

○議長（髙谷　茂君）　質疑を求めます。質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいま決定されました産業厚生常任委員会報告について意見書及び派遣する場合の議員の取扱いは議長に一任願います。

◇

◎報告第１号の上程、説明、質疑、採決

○議長（髙谷　茂君）　日程第５、報告第１号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君）　ただいま議題となりました報告第１号　専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和６年度当別町一般会計補正予算（第４号）につきまして、地方自治法第179条第１項の規定により令和６年10月１日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

本補正予算は、歳入歳出ともに1,577万円を増額し、その総額を132億1,079万7,000円といたしました。

補正額につきましては、１ページと２ページに記載の「第１表　歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、衆議院議員総選挙費1,577万円を増額するもので、この財源といたしましては道支出金1,577万円を増額して処置いたしました。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（髙谷　茂君）　質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第１号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、報告第１号は原案のとおり承認することに決定しました。

◇

◎報告第２号の上程、説明、質疑、採決

○議長（髙谷　茂君）　日程第６、報告第２号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君）　ただいま議題となりました報告第２号、当別町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決

処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

健康保険被保険者証の新規発行の終了による国民健康保険法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、当別町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、地方自治法第179条第１項の規定により令和６年11月１日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長（髙谷　茂君）　質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、報告第２号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、報告第２号は原案のとおり承認することに決定しました。

◇

◎議案第１号の上程、説明、質疑、採決

○議長（髙谷　茂君）　日程第７、議案第１号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君）　ただいま議題となりました議案第１号　固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員、井田年治氏は、令和７年３月19日をもって任期満了となりますので、同氏を再任するため、地方税法の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（髙谷　茂君）　質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第１号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、議案第１号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇

◎議案第２号の上程、説明、質疑、採決

○議長（髙谷　茂君）　日程第８、議案第２号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君）　ただいま議題となりました議案第２号　固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員、髙田修二氏は、令和７年３月21日をもって任期満了となることから、新たに大坪慶輝氏を選任するため、地方税法の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（髙谷　茂君）　質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第２号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、議案第２号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇

◎議案第３号の上程、説明、質疑、採決

○議長（髙谷　茂君）　日程第９、議案第３号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君）　ただいま議題となりました議案第３号　令和６年度当別町一般会計補正予算（第５号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに１億5,631万1,000円を増額し、その総額を133億6,710万8,000円といたしました。

補正額につきましては、１ページと２ページに記載の「第１表　歳入歳出予算補正」を

お目通しいただきたいと存じます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、３ページに記載の第２表をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、障がい児通所支援給付費1,828万8,000円、障がい福祉サービス給付費8,598万3,000円、新型コロナウイルスワクチン接種等に係る国庫支出金返納金2,099万9,000円、当別町アパート・マンション引っ越し応援事業400万円、市街地空き店舗等活用促進事業379万6,000円などを増額し、戸籍事務システム標準化業務委託1,289万2,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金782万2,000円を減額するもので、この財源といたしましては国庫支出金4,110万3,000円、道支出金2,323万6,000円、繰越金9,079万8,000円などを増額して処置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（髙谷　茂君）　質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第３号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、議案第３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第４号の上程、説明、質疑、採決

○議長（髙谷　茂君）　日程第10、議案第４号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君）　ただいま議題となりました議案第４号　令和６年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに166万9,000円を増額し、その総額を３億1,453万1,000円といたしました。

補正額につきましては、１ページから２ページに記載の「第１表　歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金166万9,000円を増額するもので、この財源といたしましては、後期高齢者医療保険料497万円、繰越金452万1,000円を増額し、繰入金782万2,000円を減額して処置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（髙谷　茂君）　質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第４号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、議案第４号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第５号の上程、説明、質疑、採決

○議長（髙谷　茂君）　日程第11、議案第５号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君）　ただいま議題となりました議案第５号　令和６年度当別町水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入において、その他営業収益75万3,000円を増額し、収入総額を６億5,549万5,000円といたしました。

次に、収益的支出において、配水及び給水費900万円、総係費161万1,000円を増額して、その支出総額を６億4,571万8,000円といたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（髙谷　茂君）　質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第５号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、議案第５号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第６号の上程、説明、質疑、採決

○議長（髙谷　茂君）　日程第12、議案第６号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君）　ただいま議題となりました議案第６号　令和６年度当別町下水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的支出において、管渠費14万9,000円、総係費88万9,000円を増額して、支出総額を８億7,792万2,000円といたしました。

次に、資本的支出において、下水道設備費58万5,000円を増額して、支出総額を６億990万6,000円といたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（髙谷　茂君）　質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第６号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、議案第６号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第７号、議案第８号の上程、説明、質疑、採決

○議長（髙谷　茂君）　日程第13、議案第７号、議案第８号は関連がありますので、一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君）　ただいま一括議題となりました議案第７号及び議案第８号の関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

初めに、議案第７号　町の区域の設定についてでありますが、ビトエの一部及び当別太の一部について名称をロイズタウンとして新たに画するため、地方自治法第260条第１項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第８号　当別町行政推進員条例の一部を改正する条例制定についてでありますが、町の区域を新たに画することに伴い所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案２件についてよろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げ、説明に代えます。

○議長（髙谷　茂君）　質疑を求めます。質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第７号、議案第８号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、議案第７号、議案第８号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第９号の上程、説明、質疑、採決

○議長（髙谷　茂君）　日程第14、議案第９号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君）　ただいま議題となりました議案第９号　とうべつ学園エアコン設置工事請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和６年10月31日に５者による指名競争入札に付したところ、大栄建工株式会社が２億6,950万円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（髙谷　茂君）　質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第９号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（髙谷　茂君）　異議なしと認め、議案第９号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（髙谷　茂君）　以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

令和６年第４回当別町議会定例会を閉会いたします。

（午前１０時４１分）

地方自治法第１２３条の規定により署名する。

令和７年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員